

小金井市民交流センターの取得の賛否を問う市民投票条例（案）に対する
意見の集約結果について（概要）

市民参加条例第15条の規定による小金井市民交流センターの取得の賛否を問う市民投票条例（案）に対するパブリックコメントを実施した結果について、下記のとおり公表します。

お寄せいただいた意見と検討結果については、小金井市ホームページに掲載して公表するほか、企画政策課（市役所本庁舎2階）、広報秘書課広聴係（市役所第2庁舎1階）、情報公開コーナー（同6階）、図書館本館、公民館各館、福祉会館、東小金井駅開設記念会館、婦人会館、総合体育館、保健センターでご覧いただけます。

なお、今後については、市民交流センターの取得に対する課題^{※1}が解消される見通しが立った後、条例を市議会に提案し、可決された場合は、市が必要な情報提供を行い、市民投票が実施されることとなります。また、仮に課題解消の見通しが立つ時期が遅れる際^{※2}は、市民投票が実施できない場合もあります。

※1 市民投票を実施するために解消しなくてはならない課題とは、不動産登記が確実にされることと、荷捌き駐車場（資機材の搬入・搬出のための駐車場）が支障なく使用できることの2点です。

※2 取得に必要な交付金を充てるための期限及び市民投票実施のための準備にかかる期間等を考慮し、市民投票は実施できないと判断する可能性があります。

記

- 1 施策の名称 小金井市民交流センターの取得の賛否を問う市民投票条例（案）
- 2 募集期間 平成23年7月15日から平成23年8月15日まで
- 3 提出方法 直接持参、郵送、ファクシミリ、電子メール

4 提出状況

(1) 提出人数

区分	直接持参	郵送	ファクシミリ	電子メール	計
個人	0人	2人	16人	32人	50人
団体	0人	0人	0人	0人	0人
計	0人	2人	16人	32人	50人

(2) 延べ意見数 67件

(3) 内容

ア 条例（案）及び施行規則（案）に関する意見	<u>33件</u>
・ 条例第2条（市民投票）に関するもの	1件
・ 条例第9条（無効投票）に関するもの	2件
・ 条例第10条（情報の提供）に関するもの	16件
・ 条例第11条（投票運動）に関するもの	1件
・ 条例第13条（投票結果の尊重）に関するもの	8件
・ 施行規則第10条（情報の提供）に関するもの	5件
イ 市民投票の実施又は市民投票条例の制定への意見	<u>29件</u>
・ 市民投票の実施（又は条例制定）に賛成	16件
・ 市民投票の実施（又は条例制定）に反対	10件
・ その他どちらともいえないもの	3件
ウ 市民交流センターの取得に関する意見	<u>5件</u>
・ 市民交流センターの取得に賛成	1件
・ 市民交流センターの取得に反対	3件
・ その他どちらともいえないもの	1件

* 募集期間終了後に届いた意見については集計に含めておりません。

* 他事業に関する意見等、本件と無関係と判断されるものについては集計から除外しております。

5 検討結果

別紙のとおり

6 問合せ先

小金井市企画財政部企画政策課

電話 042-387-9800

FAX 042-387-1224

E-mail s010199@koganei-shi.jp

小金井市民交流センターの取得の賛否を問う市民投票条例（案）に対する意見及び検討結果

小金井市民交流センターの取得の賛否を問う市民投票条例（案）に対するパブリックコメントの募集にご協力いただきありがとうございました。大変さまざまなご意見をお寄せいただきましたが、今回は、条例（案）に対してご意見を募集したものであるため、回答につきましては、原則として条例（案）に対するご意見に限らせていただきます。また、検討結果については、市民投票条例を市が市議会に提案し、可決されたことを仮定して作成しております。

条例（案）に関する意見以外のご意見については、今後の市政運営をする上で参考にしたいと思います。また、他課に係る提案や意見につきましては、担当課に参考送付させていただきます。

番号	条例項目	意見	検討結果
1	—	<p>“第〇条についての具体的明示がなく、恐らくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づくが該当と思われる”</p> <p>*「小金井市民交流センターの取得の賛否を問う市民投票条例」見解＝ “否決・不要。”</p> <p>理由・意見 1）：元建設職人観点として市民交流センターを猛暑で市民利用時に無料見学した驚愕事項、</p> <p>A：明らかに予算オーバーな割に「手抜きや構造設計・利用者安全上に問題面が数知れずある」。</p> <p>具体的な解説をすれば正面入り口（駅南口を背にした場合）右手の小ホール案内矢印へ沿い天井を見上げると「軽量ホワイト・ボード（通称：軽天）を未使用でアルミやステンレスの空調や配管施設むき出しである、あの施工はかなり天井が高く排熱を気にしない“よほどの大型倉庫以外は用いない工法”で地震時は落下・危険物になる。（人体を直撃＝刺さる！）</p> <p>小ホール入り口へそのまま向かいRに沿って移動する、左がホール入り口で右側がガラス張り構造になるがまたも奇妙構造だ。小ホール側の壁より複数の鉄骨（H鋼と呼ぶ製品）が何故か？張り出ている。出ている先はキャンティビジョン・スラブでもないのに？（*1：これら建設専門用語等はUR側へ尋ねたほうが良い、職人を騙そうと模範解答を以前してきた彼らの対応ぶりは百も承知</p> <p>市民も行政・議会の皆さんも是非、URが建設業とビジネス語れない人間以外は簡単に騙すかを熟知し参考にして戴きたい）。</p> <p>先端を溶接加工し強度アップしたような小ホール側の壁より複数H鋼が、理論上の構造では中二階の“問題箇所・キャンティビジョン・スラブでもない床（スラブ）に補強する&されるかのように食い込んで溶接加工し強度したH鋼の1枚部分だけしか入っていない。ついでに申せば鉄骨強度弱い方向にて！！</p> <p>2）：では反対に正面入り口左折して見た時にはどうか？致命傷はホール地下への出入り口になる、</p>	<p>市民交流センターの取得については、市政の重要課題であると考えていることから、登記上の問題及び荷捌き駐車場の確保という課題が解消される見通しが立った後に、市民投票を実施し、その結果を踏まえ判断したいと考えております。</p> <p>その他貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>

番号	条例項目	意見	検討結果
		<p>“階段への先端に建築基準法（国の法律）で定めた規格幅と深さ・高さの”階段滑り止め＝転倒防止が無く、黒っぽいカーペット止める銀色リベットを100mm以内ピッチで打っていることだ。</p> <p>ここで救急車がよく来るしけが人も出た噂も聞いたが、後に本当だったので驚いたのだがこの階段類では通用しない。上記まで述べた事項や以下へ述べた事項を踏まえると建築物検査合格自体が不適切で国や自治体監督責任も問われる欠陥品、というのが常識的に出る回答。</p> <p>（建設業へいる方々はだいたい、現場スタートから施主への引渡しのプロセスも知っている）。</p> <p>階段の先に木目調で隠した自動販売機は「非常口側に巨大地震が来れば間違いなく倒れ非常口を塞ぐ、“立派な消防法違反”行為だ」。従来、重さ500kg以上は軽くても有る自動販売機自体は壁側にアンカー（固定用コンクリートねじ）を打ち込み自動販売機の転倒防止しないと路上設置したものの同様に、簡単に倒れてしまう。まさに“危機管理ゼロ”。して、問題点はこうだ！</p> <p>B）：市民交流センターは自分で建設現場を見て来た限り「工事内容&日程表を外部看板へ出していたもの記載内容にあるものへ、免振・制振・工法は採用されていない！」従来の耐震工法、その証拠は「場所打ち杭工法を採用だった」。なので莫大な予算オーバーはスーパーゼネコンJV（鹿島・清水・大成・等JV）工事では有り得ない。ゼネコンは役所の仕事（現場）が民間の現場と異なり年間使用出来る予算というのが先行出来ない＝工事も先へ進められない点は百も承知、4/1日～3/31日までの予算&工事以外は「してはいけないのだ」。</p> <p>費用が非常に高い免振・制振工法採用ならば予算オーバーは請負会社赤字で済む、だが現実はそのようになっておらず「本来あるべき予算・工程や工法・完成姿が無視されている現状」は内部（前市政や監督官庁等）から“予算を自由に使える情報提供者がいたと判断するのが妥当。地元はこのセンター建設時に雇用が生まれると発言した方々へ申せば、建設業者の大多数は地元以外の方々である“ジレンマさえも気がついていない”勉強不足を忘れずに。</p> <p>3）：「URの矛盾見解への市民に役立つ反論・知識」 各種情報を集めるとUR側は市民センター工事着工前に、他社中堅ゼネコン（会社更生法適応、市役所側が知らず驚いた）請負。完成した商業テナント・ビルと「一体構造なのである趣旨発言」されている、だがよく見れば実際は後に完成した物件との“エキスパンション”に見せかけただけである。マンションでよく有る“エキスパンション”構造はこの界限なら駅南口の地元商店街テナント入るビル2F携帯会社が入居している所から通路で大手スーパー2Fに渡れる廊下がこの構造へ該当する。</p>	

番号	条例項目	意見	検討結果
		<p>この構造+設計は「同一の土地へ工事を並行して行った時などに完成した建物同士を結ぶが地震発生時は落下し、双方建築物の被害を最小限・人災最小限が基本コンセプト」にある。</p> <p>よってURが主張きた完成品の他テナント・ビルと一体であるから～は通用しないし法的にも土地は宙ぶらりんなのである。ましてや突然・市民センターの部分だけが異常に坪単価が高いという人為的にしか行えない内容では「お金持ちが個人で建設して無料で市民公開すべきでは？」になる。</p> <p>それだけ財政事情が悪い自治体で、有名人を呼んでもコンサートで満員&黒字になれない。</p> <p>自治体のトップたる者が有名人を呼べばホール黒字なると思い込む素人発想で、ビジネス観点が抜けている限りは無用な箱物はいらぬ。また議会を軽視する姿勢・パフォーマンス重視の自治体トップは有権者からすぐ見放される、これは他自治体でもあり熱烈な有権者やプレーン・支持者さえ冷めて消えてゆくものだ。</p> <p>*このパブリック・コメントさえも市民へは堅苦しく公開度が定着していない、他の分野では幾つかの意見に改善を願う。</p> <p>あ) : もうじき開催の「小金井阿波踊り大会」を土日開催にしたのはいいが、どうして庶民の財布事情苦しい時期(25日以降の開催にしないのか?)に行くか?疑問極まりない。</p> <p>い) : 上記イベント等も含めた紹介や観光・農産物誘致も含め、今年は10/1(土)2(日)に東京ビックサイトで毎年開催の通称“旅博”(正式名称:JAITA=ジャイタ・旅行博)にブース出さないのか?(本年度は極めて国内の各地、自治体観光局が出展している)</p> <p>う) : 学園の街(各種大学や高校)あるのに、何故この若者が地元で消費しないのか?という勉強不足。</p> <p>え) : 市役所や関連の所で痛感する台詞、“民間企業と比較されても困る、嫌なら自分で何とかして欲しい” この「逃げ台詞は使用しないで戴きたい、“役所も今は他の役所と多方面で比較される常識の時代”」</p> <p>お) : 東京都や小金井市へ条例無く早急に作って欲しいものは、週末に多い“廃品回収業者の出入り禁止”</p> <p>軽トラック拡声器で廻ってくるゆえ安眠妨害+法外料金を脅し取られそうになり警察問題</p>	

番号	条例項目	意見	検討結果
		<p>になった方近所にいる複数。だが警視庁は「東京都で取り締まる条例がない（電話公式回答・広報部より）」。</p> <p>パソコンをこうした所へ「無料を信じて捨ててもらったら」HDD（ハードディスク）個人情報消す能力無い女性・主婦の方々は新しく購入したパソコンに迷惑メール数知れず来る（断ち切れない、ダイレクトの手紙も来るそうだ）PC自作も出来る当方ならばこんな心配はないし、買い替えする知人のPCへはデータ削除してあげて信頼出来る店舗で新品購入させた。（こうしたスキルには「資格うんぬんは無関係、資格あっても出来ないスキル保有者が多い現代だから」</p> <p>あ）～お）の以上について、解決策は十分に持っている、だが「海外居住&ビジネス経験者であり、現在これらを真摯に受け止め前向きに解釈する市内在住の方々不在であるのが悲しい点である。市役所側にも“出る者は釘を打つ姿勢”である限り、同じ三多摩地区より置いてきぼりされる事実をお忘れなく。</p>	
2	—	<p>個々の購入・取得案件の賛否について市民投票をもって住民の意向を聞こうとする事には反対である。</p> <p>市民投票（住民投票）は、そこに住む市民の根本的権原について行われるべきである。たとえば市町村合併や外国人参政権等がこれに該当する。</p> <p>個々の取得案件についてはパブコメ等で市民の意見を聞いたうえで、市民から選ばれた代表として市議会において最終判断がなされるべきであり、さもなくば市議会議員として高額な報酬を受けている市民代表の職務怠慢である。</p> <p>市民交流センターが必要なのか否か、場所が適切か否か、施設が適当か否か、予算額が適当か否か等については市民の意見を聞くべきであり、単に賛否だけを市民投票で聞いて議員さんに住民の考えが分かるはずがない。</p> <p>本条例を提案した議員さんは、自分で判断するのに自信がないために、市民投票に責任転嫁しているだけである。こういう議員さんは、市民のために役立つ判断をする自信が己にない訳だから、直ぐに辞めて貰いたい。</p> <p>市長さんや議員さんは、市民に選ばれた代表として、もっと報酬に見合う仕事をしてもらいたい。</p>	<p>市民交流センターの取得については、市政の重要課題であると考えていることから、登記上の問題及び荷捌き駐車場の確保という課題が解消される見通しが立った後に、市民投票を実施し、その結果を踏まえ判断したいと考えております。貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
3	—	<p>一旦は、議会でも承認されたことをくつがえす重要な事態でもないと思います。指摘された問題点が完全に解消され、（これが必須）円満解決に至った時点で購入すべき。従って住民投票は不必要と考えます。駅前を通るたび、ゴースト状態の「市民センター」を見て悲しく思っています。</p> <p>★心配な点</p> <p>府中、三鷹、小平にすでに立派なホールがありますが、経営上肩を並べてゆけるのでしょうか？赤字が続くようであれば、市の財政も逼迫することでしょう。</p> <p>一味違った企画力で勝負、と思いますが如何。</p>	<p>市民交流センターの取得については、市政の重要課題であると考えていることから、登記上の問題及び荷捌き駐車場の確保という課題が解消される見通しが立った後に、市民投票を実施し、その結果を踏まえ判断したいと考えております。貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>

番号	条例項目	意見	検討結果
4	第10条 (情報の提供)	「条例施行の日の前日迄に提供する」を追加する事。情報提供の日が投票日の前日では役に立たず。	情報提供の開始日については、必要な情報の検討に要する時間により左右することもあり、条例への明記は難しいですが、出来る限り早くできるよう努めたいと考えています。
	第13条 (投票結果の尊重)	1/3以上とは？ ①投票者63,000人 賛成21,000人 反対21,000人 賛否同数の場合？ ②投票者63,000人 賛成21,000人 反対21,100人の場合、反対を尊重。 ③尊重とは、結果に従うことではない。あくまで尊重？	「3分の1」の母数は、投票者数ではなく、投票資格者総数を意味します。したがって、賛否双方が3分の1以上に達するのは、投票率が66.67%以上で、かつ、かなり賛否が拮抗した場合となります。 双方が3分の1に達した場合については、市長及び市議会は、どちらの意見も多数であったということを尊重すべきであると考えます。 結果については、法的拘束力を有しておらず、あくまでも尊重にとどまるものです。
5	—	「上記市民投票を行うことと、市議会について」 ◎市民交流センターを含むすべての市の施設は、他の誰でも無い市民の利便のために作られるべきです。 ですから、市民の税金で交流センターを買う前に、市民の多くが本当にその施設を必要と考えているかどうか、この様な直接投票によって、その意思を確認することは当然だと思います。 ◎先日、市議会を傍聴したところ、本当に市民のために議場にいるなら、当然事前に資料を調べ、議案を検討するべきところ、その用意も無く、幼稚な意見を述べる複数の「議員」に愕然としました。到底市民のためとは思えない発言もありました。 インターネット、ローカルテレビ等いろいろなメディアを使って、平日市役所4階の市議会には行くことが難しい多くの市民、障害者、お年寄りのために、もっと市議会の様子を中継、公開していただきたいと思います。 自己顕示欲や党利党派、個人的な損得では無く、真に市民のための市議会であってほしいと思います。	市民交流センターの取得については、市政の重要課題であると考えていることから、登記上の問題及び荷捌き駐車場の確保という課題が解消される見通しが立った後に、市民投票を実施し、その結果を踏まえ判断したいと考えております。貴重なご意見として参考とさせていただきます。

番号	条例項目	意見	検討結果
6	—	<p>今回なぜこのような条例案が出たのか、まずわかりません。「市民交流センターの取得については10年前から市民参加で検討をすすめてきた」との認識をお持ちのようですが、私たち市民にはそんな認識はありません。議会でも問題点が指摘されているのに、URのいいなりで前市長が議会の多数をたのんで進めてきたという認識です。（それをもって市民参加というのでしょうか）</p> <p>私は市民センターホールを市が取得することにまず反対です。</p> <p>理由は①市、JR、個人という三種の所有者がもつ三つの建物をムリの一つにして「一筆一棟」と称して運営することは将来に多くの問題と混乱と経済的不利益を生ずると思うからです。市が市民センターホールだけを市所有として管理運営すべきです。（これは市民の財産になるのですから）この基本がきちんとせず、取得の賛否を問う市民投票などナンセンスです。</p> <p>②市民センターホールの費用についても疑問視されてきました。市長は当初、公会堂で説明会をした時、55億円かかるとういきました。その後、僅か数ヶ月で66億円になりました。「みなさんのご意見をいれたら高くなった」といいました。しかし何が高くなったのか不明でした。そして今回は77億円とかきいています。前市長は50万円、100万円でもお金がないといって削りましたが、市民センターホールについては「お金がない」と一言も言いません。本当にこれが適正価格なのか、私は全くわからないけれど、高い買物ではないか、とってしまいます。疑問はぬぐいきれません。</p> <p>③市民センターホールについて市議会で多くの疑問が出て今回の市長選の争点の一つでしたが前市長から明確な答弁もなくすぎています。多くの市民にはホールの取得にかかわる問題点はよくわからず経過しています。それは前市長は取得する方向ですから都合の悪いことは市民に知らせてないからです。市が一方的に購入をすすめてきたものを今頃市民に購入の是非を問うて市民が判断できるのでしょうか。</p> <p>私は市民投票条例になじまないばかりでなく、新市長の責任逃れにつかわれるだけという気がします。</p> <p>④現在、市民センターホールは開業しています。このまま市は購入せずURの完成品として民営の施設として必要な人が利用すればいいのではないですか。市も必要な時は使用料を払って利用すればよいではありませんか。毎年何億円もの補てん金を払って市の所有にすることはないと思います</p>	<p>市民交流センターの取得については、市政の重要課題であると考えていることから、登記上の問題及び荷捌き駐車場の確保という課題が解消される見通しが立った後に、市民投票を実施し、その結果を踏まえ判断したいと考えております。</p> <p>また、市民投票の実施にあたっては、ご意見等も踏まえ、賛否の判断に必要となる情報を、中立性・公平性を保持し、提供するよう努めます。貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
7	—	<p>市民交流センターの1Fで、三々五々、若い人や、お年を召した方、それぞれに、一寸休んでいる風景を目にしました。私が予想していたよりはるかに良い場、市民の場が、生まれましたと思います。</p> <p>こういう場は、こんな時代だからこそ必要と思います。是非小金井市民のものとなります様に、と祈ります。（駅前の一等地だからこそ皆のために）。</p>	<p>市民交流センターの取得については、市政の重要課題であると考えていることから、登記上の問題及び荷捌き駐車場の確保という課題が解消される見通しが立った後に、市民投票を実施し、その結果を踏まえ判断したいと考えております。貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>

番号	条例項目	意見	検討結果
8	—	<p>「小金井市民交流センターの取得の賛否を問う市民投票条例（案）」制定に反対する。</p> <p>理由：今後市長が市民にある課題に賛否を問うことが考えられるならば特定の課題について市民投票を求めるのは順序が異なる。市民参加条例で定められる市民による市民投票条例と同じく特定の課題に対するものでなく、市長の権利として条例の制定の賛否を問うことが正しい方法と考える。</p> <p>これから4年間首長として行政を導く市長が選挙時の公約だからとして整合性のない条例を、一市民として市民に約束したことを、公人として市民に求めることは課題があり、公的予算の執行するには一市民の時と異なった判断基準が求められる。市民投票に係る経費を市長個人として支払われ、現市長に投票した人に約束を果たそうとするならば異なるが。</p> <p>小金井市民交流センターの取得の賛否を問う市民投票条例を制定し市民に賛否を聞く前に、交流センター取得に対する与件、課題を一般市民に今までの事実を全て明らかにすることが大切であると考えます。</p> <p>今まで公表されていない事実、例えば荷捌き上の課題の背景等に何が存在するのかを明らかにする必要があると思います。</p> <p>一部の市議等の隠された思惑に行政（市長）が振り回されることは市民にとって不幸なことです。</p> <p>市長の立場は孤独で、多くのジレンマに悩みが多いと思いますが、今後小金井市をどのように設計してゆくか重要な時と考えます。条例案に市長は中立な立場とありますが、私は中立などとは妄想でしかないと考えます。市長は国連担当の記者をされていたので、日本人の考える国連の中立は世界、特に先進国では存在しないと思われたと思います。</p> <p>情報はあくまで、情報を作る人の立場が反映されるものと考えます。情報を出す人の立場を明らかにすることが大切と考えます。</p> <p>今市民協働に対する委員会が進められておりますが、市民に事実を行政、議会が公表することが市民が好ましい判断が出来る基本であると考えます。</p> <p>パブコメとして 特定の課題に対して条例を制定するのは反対する。 その理由を記述した。</p>	<p>特定の課題に対するものでない市民投票条例（常設型の市民投票条例）については、今後、十分に検討した上で制定に向けて準備をしていきたいと考えております。</p> <p>市民交流センターの取得については、市政の重要課題であると考えていることから、登記上の問題及び荷捌き駐車場の確保という課題が解消される見通しが立った後に、市民投票を実施し、その結果を踏まえ判断したいと考えております。</p> <p>また、市民投票の実施にあたっては、ご意見等も踏まえ、賛否の判断に必要な情報を、中立性・公平性を保持し、提供するよう努めます。第三者機関による提供情報の検討を行うことについても考えております。</p> <p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
9	—	<p>市民交流センターは、小金井市がURに対し施行依頼して建設したものです。したがって「取得しない」という選択肢はなく「取得せざるを得ない」という選択肢しかありません。選択肢がひとつのものを市民投票することは、意味がないので、条例提案は撤回すべきです。しかし、取得するのは、欠陥が解消された後であることを前提とします。</p> <p>以上</p>	<p>市民交流センターの取得については、市政の重要課題であると考えていることから、登記上の問題及び荷捌き駐車場の確保という課題が解消される見通しが立った後に、市民投票を実施し、その結果や建設の経緯を踏まえ判断したいと考えております。貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>

番号	条例項目	意見	検討結果
10	<p>第13条 (投票結果の尊重)</p>	<p>条例案第13条に以下の規定があります。</p> <p>(投票結果の尊重) 第13条 市民投票の結果において、賛成又は反対のいずれかが投票資格者総数の3分の1以上の者により選択されたときは、市長及び市議会は、当該結果を尊重しなければならない。</p> <p>市長選や市議選の投票率、先の庁舎問題1万人アンケートの回収率から推定して、市民交流センター問題での住民投票の投票率は30%～40%と推定されます。となると、投票した方々の大多数が特定の投票をしない限り、市長も議会も尊重義務を負わないこととなります。</p> <p>少なからぬ予算を使って住民投票を行ない、市長や市議会を拘束しない結果となったのでは、まさに「ムダ使い」で、監査請求の対象となります。</p> <p>したがって、同条に関しては、「有効投票総数の過半が選択した項目について、市長に尊重義務を課す」とするべきです。</p> <p>本件に関していえば、議会には契約締結権がないため、市長が「買わない」と決めれば、議会には抗う術がありません。</p> <p>仮にその訂正を行わずに住民投票を行ない、投票率が33%前後となった場合には、尊重義務が生じない可能性が限りなく100%に近いルールで住民投票を行なうことになり、まさしくペテンということになります。</p> <p>そのような愚は避けていただきますよう重ねてお願い申し上げます。</p> <p>付言いたしますと、「3分の1」条項は、市民参加条例において、「13%」ルールに基づく市民発議の強制的な住民投票について規定されたものです。市長自ら「民意に沿って対応する」ために市長発議で提案する条例に組み込む合理的な根拠はありません。</p> <p>佐藤市長に再考を求めるものです。</p>	<p>結果に対する尊重義務を課すには、その結果が一定割合以上の多数により支持されたものである必要があると考えております。本条例には、市民投票の不成立を意図したボイコット運動などを懸念し、成立要件を定めていないことから、その母数については、投票者数ではなく、投票資格者総数とすることが望ましいと考えております。また、その割合については、市民発議による市民投票について規定した小金井市市民参加条例との整合性を図るため、3分の1とするのが妥当であると考えております。</p>

番号	条例項目	意見	検討結果
11	—	<p>小金井市民交流センターの取得の賛否を問う市民投票条例（以下条例案と略します）について意見を述べます。（個別条文にはなく総括的に述べます）</p> <p>見解（１） 条例案は市民参加条例に基づき提案されていると理解します。近年、住民投票を行う自治体が増加していますが、これは憲法１６条に保証された請願権の一種として理論づけされており、首長と議会の二元代表制を補完するものとして構築されています。このことはとりもなおさず首長や議会の議論の方向性に対し、市民の側から「賛否を問うてほしい」旨の請求による住民投票が市民参加条例の本旨です。首長自ら住民投票に付するのは、条例の想定外ではありませんが、市町村合併等のような高度かつ広範囲に市民の判断を求めるべき案件に限定されるべきであり、個別の懸案課題について軽々しく適用することは厳に慎むべきです。見方を変えれば、首長が市が抱える多くの案件について、今後とも市民投票に委ねるとしたならば、首長の不見識ないしは定見の無さを自ら公言していることとなります。住民自治を尊重することと、執行権を有する首長の権限と責任は別の次元で論じられるべきものであり、今回の提案された条例は後者を放棄していると思えません。</p> <p>見解（２） 市民参加条例は多くの自治体がそうであるように、①住民全員による意向調査の性格を有すること。②首長と議会に対し尊重義務を課していることが特徴です。同時に個別の懸案課題については、①賛否が拮抗しがちである。②投票率が必ずしも高くない場合がある。などの制度的な問題が指摘されています。この点が選挙の場合（１票でも差は差である）の評価と決定的に異なります。また、YES、NOのみの投票であるため、「使い勝手が良くなれば購入すべき」「金額による」などの住民意思が全く排除されるという問題点を内包しています。</p> <p>さらに、尊重義務とは言え投票結果に対しては議会も責任を負うこととなります。このことは二元代表制の一方である議会に対して、その権限と責任を拘束する結果となります。議会は「購入する、しない」をあくまでもフリーハンドで判断すべきであり、その余地を留保しておくべきです。</p> <p>このように、多くの制度的問題点を抱えている中で拙速な投票を行うことは、今後、市と議会の間で混乱を招くことは必至であると考えます。また同条例そのものが議会の総意に近い形で認知されるならば別ですが、賛否が拮抗するような状況であれば、それこそ条例そのものの正当性が問われることとなるでしょう。以上から、同条例そのものについて反対します。</p>	<p>市民交流センターの取得については、市政の重要課題であると考えていることから、登記上の問題及び荷捌き駐車場の確保という課題が解消される見通しが立った後に、市民投票を実施し、その結果を踏まえ判断したいと考えております。</p> <p>また、投票結果につきましては、尊重にとどまるものですので、議会の権限を拘束することにはならないと考えております。貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>

番号	条例項目	意見	検討結果
12	第13条 (投票結果の尊重)	<p>第13条についての意見です。ここでは、「市民投票の結果において、賛成又は反対のいずれかが投票資格者総数の3分の1以上の者により選択されたときは、市長及び市議会は、当該結果を尊重しなければならない」とありますが、「投票資格者総数」が母数だと、賛成、反対のいずれにしても3分の1の票を集めるのは、至難の業だと思います。長期間にわたっての情報提供・宣伝活動があるわけではなく、「原子力発電所の建設の賛否を問う」といったテーマのような危険性を伴うものでもないからです。かと言って「投票総数の過半数」としてしまうと、総数が誰からみても明らかに少なければ、尊重するといっても説得力を持ちません。よって、一つの例として次のような文言を提案させていただきます。「市民投票の結果、投票総数の過半数の賛成又は反対があったときは、市長及び市議会は、当該結果を尊重しなければならない。ただし、投票総数が投票資格者総数の100分の13未満であった場合は、そのかぎりではない」。市民投票の実現が同時に効力の発生と一体化するためには、いずれにせよ、母数を再考する必要があると思います。</p>	<p>結果に対する尊重義務を課すには、その結果が一定割合以上の多数により支持されたものである必要があると考えております。本条例には、市民投票の不成立を意図したボイコット運動などを懸念し、成立要件を定めていないことから、その母数については、投票者数ではなく、投票資格者総数とすることが望ましいと考えております。また、その割合については、市民発議による市民投票について規定した小金井市市民参加条例との整合性を図るため、3分の1とするのが妥当であると考えております。</p>
13	第10条 (情報の提供)	<p>* 提供される情報の透明性、信頼性と公平性を担保するために、「第10条」に有識者による第三者機関的な「市民交流センター取得検討委員会」を設置する条項を付け加えることを求めます。* 重要な公共施設の計画、建設、購入について、市民投票によって、その可否を決めるのは当然のことと思います。その意味からも、小金井市民交流センターの取得の賛否を問う市民投票については基本的に賛意を明らかにします。しかし、本来ならば、市民投票は計画段階、建設前の段階において、行われるべきものでした。民意を問わず、URに建設を委ねてきたことは、稲葉前市長の誤りであり、建設が「完了」したものの、登記ができないというのは、URの責任であると同時に、稲葉市政にも重大な責任があるといえます。市民交流センターの取得については市議会での判断は賛成が「本来は反対だが、出来てしまった以上買わないわけにはいかない」といった議員も含めかろうじて半数を超えた程度です。また、直近の民意としては4月の市長選では、稲葉市長の「購入する」という方針は「稲葉落選」によって、否定されたとも考えられ、民意は2分しています。このような不幸な事態を引き起こした、稲葉市政の責任は重大といえます。このような状況のなかで、すでに、建物が完成してしまった現段階での市民投票は、市民が賛否を判断することを非常に難しくしています。市民投票をより説得力のあるものとして実施するには、情報提供の以下の「第10条」が極めて重要です。(情報の提供)第10条市長は、次に掲げる情報を、市民に対して提供するものとする。? 市民投票を実施する趣旨及び経過 ? 投票資格者が小金井市民交流センターの取得の賛否を的確に判断するために必要な関連資料2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、事案についての中立性を保持しなければならない。交流センターを巡っては、その経過について「あまりにも不透明」であると思っている市民は多いのではないのでしょうか? 行政が提供する情報がすべてなのか、それだけで判断できるものなのか、疑問です。URとの間にどのような約束事があるのか、取得した場合のリスク、しなかった場合のリスクはあるのかないのか、法的判断も必要になるでしょう。そもそも、現段階で、購入しないということが出来るのか、なども情報提供していただきたいと思います。そのことからして、「第10条」は不十分です。そこで、提供される情報の透明性、信頼性と公平性を担保するために、「第10条」に有識者による第三者機関的な「市民交流センター取得検討委員会」を設置する条項を付け加えることを要望します。</p>	<p>第三者機関による提供情報の検討を行うことについても考えております。貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>

番号	条例項目	意見	検討結果
14	—	<p>1. 取得にあたり実際に問題になっている交流センターの不具合の部分、その修正の方法を知らせて欲しい。</p>	<p>取得にあたり、現在課題となっていることは、登記ができていないことと、荷捌き駐車場の確保ができていないことの主に2点です。その他、いただいたご意見も踏まえ、賛否の判断に資する情報が十分に提供できるよう、出来る限り努めたいと考えております。</p>
	—	<p>2. 市民投票は、これだけ問題になってしまった不具合のある施設なので、その取得に対して市民の意思を確認することは必要だと考えるが、たとえ市民の意思が取得しなくても、最終的には私法の分野での結論が優先するので、そちらに従うべきである。 かといって、市民投票により市民の意思を確認するという意味は大きいので、たとえ私法の分野で解決すべきであったとしても、市民投票を実施することに賛成する。</p>	<p>市民交流センターの取得については、市政の重要課題であると考えていることから、登記上の問題及び荷捌き駐車場の確保という課題が解消される見通しが立った後に、市民投票を実施し、その結果を踏まえ判断したいと考えております。貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
15	—	<p>投票の実施を支持します。</p> <p>そのうえで、選択項目自体は「賛成」・「反対」の二つになると思うのですが、判断材料として買わなかった場合の可能性、たとえば</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ジャノメ跡地に市庁舎と併設 ・ 市として自前のホールは持たない <p>など、大まかな必要経費と共に提示して欲しいと思います。</p>	<p>いただいたご意見も踏まえ、賛否の判断に資する情報が十分に提供できるよう、出来る限り努めたいと考えております。</p> <p>ただし、現在のところ、市民交流センターに替わる施設を他に建設することは考えておりません。</p>

番号	条例項目	意見	検討結果
16	第10条 (情報の提供)	<p>住民投票条例(案)第10条、および住民投票条例施行規則第10条について、市民が投票を行うに際して必要と思われる情報を徹底して公開して欲しい。6月の市議会では市議会議員から「経緯が複雑過ぎて市民に理解してもらえるのか?」、「情報提供期間が一月では短すぎる」等の意見が出ていたが、そもそも今まで前市長や各市議会議員が、必要に応じて市民に公開すべき情報を公開していない、もしくは意識的に隠蔽していたように感じられることが、ここまで事態を悪化させた最大の要因と考えている。</p> <p>例えば、以下の情報を公開してもらいたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民交流センター取得に関する、客観的な事実に基づく経緯の説明 ・各市議会議員の、取得賛成派・反対派、それぞれの主張とその根拠(全市議会議員について、意見を求めたい) ・市民交流センターを取得する場合、想定されるメリットとデメリット(文化振興の観点、財政の観点、等々) ・市民交流センターを取得しない場合、想定されるメリットとデメリット(文化振興の観点、財政の観点、訴訟のリスク、代替設備をどうするか、等々) 	<p>いただいたご意見も踏まえ、賛否の判断に資する情報が十分に提供できるよう、中立性・公平性の保持も含め、出来る限り努めたいと考えております。</p>
	施行規則 第10条 (情報の提供)	<p>また、上記情報の公開にあたっては、市報やホームページへの掲載にとどまらず、広く市民に伝えるために、以下のような手段をとってもらいたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民説明会・・・複数会場にて、曜日・時間帯もより多くの市民の参加が可能になるように設定 ・公開討論会・・・取得賛成市議、取得反対市議による討論会と市民からの質問への回答 <p>以上、よろしくお願い致します。</p>	<p>例示いただいたご意見も参考に、可能な限りの情報提供の機会を検討したいと考えております。</p>
17	—	<p>小金井市民交流センターの取得に関して、是非市民投票を実施してください。そのために市民投票条例を是非成立させてください。</p> <p>市民投票が必要と考える理由は、今現在とても中途半端な状態で、市の一等地に半分放置(運営されているのは承知しています)のような状態の市民交流センター、これを解消するために(解消とは市が買い取ること、市が買い取らないことの両方を含みます)、明確な方針を市として持たなければいけないと思います。明確な方針は、取得した場合の費用と、取得後の運営費(毎年)と収益がいくらかであることを明示した上で、市民の意見を聞き、その意見をもとに示されなければならないと考えるからです。</p> <p>付け加えるならば、何故現在のような中途半端な状態を前市長、市役所およびURは作り出してしまったかを市民の前に明らかにすべきだと思います。</p>	<p>市民交流センターの取得については、市政の重要課題であると考えていることから、登記上の問題及び荷捌き駐車場の確保という課題が解消される見通しが立った後に、市民投票を実施し、その結果を踏まえ判断したいと考えております。</p> <p>また、市民投票の実施にあたっては、いただいたご意見も踏まえ、賛否の判断に資する情報が十分に提供できるよう、中立性・公平性の保持も含め、出来る限り努めたいと考えております。</p>

番号	条例項目	意見	検討結果
18	第10条 (情報の提供)	第10条に「賛否を的確に判断するために必要な資料」とありますが、賛否を的確に判断するためには、取得したときのメリット・デメリット、取得しないときのメリット・デメリットがそれぞれ明確でなければいけないと思うので、そういった資料を提供することを明記していただきたいです。 また、いつまでに、こういった形で資料が提供されるかも明記していただきたいです。	提供する情報については、多岐にわたることが想定されることから、個々具体的に列挙することが困難であるため、「賛否を的確に判断するために必要な関連資料」としております。いただいたご意見についても情報を検討する際参考にさせていただきます。
	第13条 (投票結果の尊重)	第13条に「投票資格者総数の3分の1以上」とありますが、賛成、反対ともに3分の1以上だった場合にもめそうな気がします。 したがって、多い方の意見が尊重されることも明記した方がいいと思います。 また、どちらも投票資格者の3分の1未満だった場合にどうするかも明記しておいた方がいいと思います。 再投票にするのか、市長に一任するのか、市議会に一任するのか、いろいろあると思います。 以上です。 よろしくお願ひ致します。	賛否双方が3分の1以上に達した場合については、市長及び市議会は、どちらの意見も多数であったということ尊重すべきであると考えます。 賛否のいずれも投票資格者総数の3分の1未満であった場合の対応として、「再投票」については、小金井市市民参加条例第21条に、市民投票の期日から2年間は同一の事項について実施の請求をできないとする規定があることから、適当ではないと考えます。
19	—	市民交流センターの取得については、今まで、市議会での慎重審議を経てきています。建物は既に、ほぼ完成しており、一部は供用開始している。市民の意向を確認する事を目的とするこの条例(案)は不要と考えます。 財政健全化を推進している中、この件で、無駄に費用と人手を浪費することに強い憤りを覚えます。 以上	市民交流センターの取得については、市政の重要課題であると考えていることから、登記上の問題及び荷捌き駐車場の確保という課題が解消される見通しが立った後に、市民投票を実施し、その結果を踏まえ判断したいと考えております。貴重なご意見として参考とさせていただきます。
20	第10条 (情報の提供)	・第10条(2)の「～取得の賛否を的確に判断するために必要な関連資料」の内容が解りづらく、その関連資料の具体的な内容を示してはいかがでしょうか？ 賛否、それぞれのメリットとデメリットを一覧にする等	提供する情報については、多岐にわたることが想定されることから、個々具体的に列挙することが困難であるため、「賛否を的確に判断するために必要な関連資料」としております。いただいたご意見についても情報を検討する際参考にさせていただきます。
	施行規則 第10条 (情報の提供)	・第10条に該当すると思われるが、市主催にて市民がこのテーマに対して見識を深める為の討議会やシンポジウム等を開催する等検討を頂きたい。 以上	ご意見も参考に、可能な限りの情報提供の機会を検討したいと考えております。

番号	条例項目	意見	検討結果
21	—	<p>・ 主意</p> <p>市民交流センターの取得に関して、民主的な手続きによる住民投票によって、その決定をはかることに賛成します。</p> <p>・ 要望付記</p> <p>今回のパブリックコメント募集文頭に「小金井市民交流センター（以下、「市民交流センター」）については、10年前から市民参加で検討が進められてきた経緯があります」とありますが、どのような市民によって、どのような検討が尽くされ、ホール建設に至ったのか。また、前市長、市担当、市議会では、どのような経緯と決定において、ホールの着工にゴーサインを出したのか。その2点のプロセスが公開されることを要望します。それらの情報を明らかにした上で、住民投票が実施されることを強く望みます。</p>	<p>市民交流センターの取得については、市政の重要課題であると考えていることから、登記上の問題及び荷捌き駐車場の確保という課題が解消される見通しが立った後に、市民投票を実施し、その結果を踏まえ判断したいと考えております。</p> <p>また、市民投票の実施にあたっては、いただいたご意見も踏まえ、賛否の判断に資する情報が十分に提供できるよう、中立性・公平性の保持も含め、出来る限り努めたいと考えております。</p>
22	第10条 (情報の提供)	第10条（2）には「投票資格者が小金井市民交流センターの取得の賛否を的確に判断するために必要な関連資料」とありますが、賛成・反対それぞれにそれを選択した場合のメリット・デメリットをきちんと提示してもらえたい内容が欲しいです。	提供する情報については、多岐にわたることが想定されることから、個々具体的に列挙することが困難であるため、「賛否を的確に判断するために必要な関連資料」としております。いただいたご意見についても情報を検討する際参考にさせていただきます。
	第13条 (投票結果の尊重)	第13条「市民投票の結果において、賛成又は反対のいずれかが投票資格者総数の3分の1以上の者により選択されたときは、市長及び市議会は、当該結果を尊重しなければならない。」とありますが、そもそも市長は当案件に関しては、住民投票を行う事を公約として当選した訳で、市民投票の結果を受けては、市長の一存で当案件を判断できる条例にして欲しいです。	市民投票は、間接民主制を補完するための制度として、市民の意見を直接問う必要があると認められる場合について実施するものであることから、「投票資格者総数の3分の1以上の者により選択されたときは、市長及び市議会は、当該結果を尊重しなければならない」との規定としており、投票結果に法的拘束力はありません。

番号	条例項目	意見	検討結果
23	施行規則 第10条 (情報の提供)	<p>1. 小金井市民交流センターの取得の賛否を問う市民投票には賛成、是非行うべきだと思います。</p> <p>2. 市民投票を行う前に、市民に対しこのホールの問題点、経緯、買い取ればどうなるのか、買わなければどうなるのか、明確にするための下記のような説明会を行っていただきたいと思っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小金井市民交流センターを市民によく知ってもらうため、場所は市民交流センターで行う ・買い取り賛成派、反対派、UR、地権者、指定管理者などあらゆる視点からメリットデメリットを説明する。 ・説明会にはU S T 中継を入れ、より多くの市民に伝達する。 ・説明パンフレットを市役所、駅前などで配布するなど、説明会以外でも内容周知のための情報公開をお願いしたいと思います。 <p>3. 上記内容を市民に周知してから住民投票としていただきたく思います。周知するのに少なくとも説明会→パンフレット配布などの期間まる1ヶ月～2ヶ月程度は必要だと思います。</p> <p>4. 特にこの問題に際し大きな要因は地権者とのトラブルによるものに集約されると思いますが、何故地権者とトラブルになってしまったのか、主にその原因と責任を明確にしていきたいと思っています。</p> <p>まとめ： 市民に対し、上記のようなあらゆる手段でこの問題の経緯や問題点をわかりやすくお伝えいただき、その上で市民投票を実施していただきたいと思っています。 以上</p>	<p>例示いただいたご意見も参考に、可能な限りの情報提供の機会を検討したいと考えております。</p>
24	第10条 (情報の提供)	<p>第10条について、情報開示期間とその方法を明記してほしい。</p> <p>理由：市民が判断するには十分な情報提供が必要であり、そのためには市民が納得する開示期間、また多様なライフスタイルにあった情報提供方法を明記しなければ、適切な判断ができないと考えます。</p>	<p>情報の開示期間については、必要な情報の検討に要する時間により左右することもあり、条例への明記は難しいですが、十分な提供期間となるよう努めたいと考えています。提供方法については、ご意見も参考に、可能な限りの情報提供の機会を検討したいと考えております。</p>
	第13条 (投票結果の尊重)	<p>第13条について、3分の1未満の場合についての対応と責任の取り方を明記してほしい。</p> <p>理由：3千万以上の多額の費用を投じて投票を行なうことから、明確な結果がでなかった場合の対応方と責任を明確にする必要があると考えます。</p>	<p>本条例には、市民投票の不成立を意図したボイコット運動などを懸念し、成立要件を定めておりませんので、賛成又は反対のいずれも3分の1未満であった場合でも、市民投票自体が不成立となるものではありません。多くの方に投票していただけるよう、情報提供に努めたいと考えております。</p>

番号	条例項目	意見	検討結果
25	—	<p>市民交流センター購入の賛否を問う市民投票を行うことに賛成である。 このセンターづくりを推進した元市長、市議会議員がどんな構想やシュミレーションを描いて着手したのかを知りたい。 そのプランに実効性があるのかないのかを判断する資料がないとわたしを含め市民は是非を決める事ができない。 市民が抱いている質問に答えてもらえる公開の市民参加の場を、投票前に開催してほしい。 わたしが抱いている質問とは以下のものである。 *市が26億円で買ったとき、年間の維持経費、事業費はいくらの予算でおこなわれるのか。 *市が買ったとき、運営を体育館のように営利的な指定管理者にまかせてしまうのか。 *大ホールのキャパ数(578席)は市民が企画するイベントでは手に余りそうなキャパ数であり、市が市内の小学生1学年のこどもを集めて観劇するには少ないキャパ数であり、中途半端なホールのように思うが、プラン意図と対処を聞きたい。 *音楽中心の仕様のホールだが、誰が使用するのか知りたい。有効利用ができるのか。</p>	<p>市民投票の実施にあたっては、いただいたご意見も踏まえ、賛否の判断に資する情報が十分に提供できるよう、中立性・公平性の保持も含め、出来る限り努めたいと考えております。また、提供方法については、ご意見も参考に、可能な限りの情報提供の機会を検討したいと考えております。</p>
26	—	<p>市民交流センターは、小金井市がURに対し施行依頼して建設したものです。したがって「取得しない」という選択肢はなく「取得せざるを得ない」という選択肢しかありません。選択肢がひとつのものを市民投票することは、意味がないので、条例提案は撤回すべきです。しかし、取得するのは、欠陥が解消された後であることを付け加えます。</p>	<p>市民交流センターの取得については、市政の重要課題であると考えていることから、登記上の問題及び荷捌き駐車場の確保という課題が解消される見通しが立った後に、市民投票を実施し、その結果を踏まえ判断したいと考えております。貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
27	第10条 (情報の提供)	<p>第10条(1)、(2)について</p> <p>情報提供は積極的に行ってほしいと思います。できるなら、購入した場合の使い勝手、購入しなかった場合の使い勝手などのシュミレーションもして、公開してほしいです。 「市民」交流センターと名がついていながら、交流センターは市民が気軽に使用できるようにはなっていないと感じています。ホールの大きさはどちらも中途半端。金銭的な負担もかなりあります。その負担をしてまで、市民が何度も使いたいと思えるほど魅力的な施設ではありません。地下は死角が多くて「もしも、小さな子どもが引きずり込まれたら…」と不安になるほどです。 小金井市が、あの建物をどう使いたいのか、まず、それを改めて示してほしいです。 その上で、購入してできることできないこと、購入しない場合にできることできないこと、直接の金銭負担、市税はどの程度投入されるのか、購入しても直営ではないでしょうから、どのような委託契約を結ぼうとしているのか、等々、あらゆる情報を開示してください。</p>	<p>いただいたご意見も踏まえ、賛否の判断に資する情報が十分に提供できるよう、中立性・公平性の保持も含め、出来る限り努めたいと考えております。</p>

番号	条例項目	意見	検討結果
28	—	<p>はじめに。パブリックコメントなどというものを書くのは初めてですし、行政問題は専門ではありませんが、小金井市という街をとっても気に入っている一市民として、小金井市民交流センターの市民投票条例に関し、思ったことを率直に書いてみようと思います。忌憚のない思いを述べるにあたり、一部、失礼な表現があるかもしれませんが、何卒ご容赦下さい。</p> <p>本市民投票において一番重要なのは、条例案第10条の、市長が市民に「中立性を保持し」提供しなければならないと定める“市民投票の趣旨と経過の資料”と“取得の賛否を的確に判断するために必要な関連資料”の内容及び提供方法だと考えます。この提供内容、及びどこまで本気で徹底的に市民への浸透を図るか、それによって「投票率」と「投票結果」が決まってしまう。</p> <p>投票率が余り上がらないようにして結果を無効にすることも、賛否の判断をいずれかの方向へ誘導してしまうことも、言ってしまえば出来てしまうし、それが意図的であってもなくても、立証することは困難なため、ひとたび市民投票という実態が実行されれば、時間の経過によって蔑ろになり既成事実になると想像できる。</p> <p>したがって、市長には、都合の悪い情報でも徹底的にオープンにしていく決意で臨んでいただきたいし、市民投票の実施を決めるのなら、まな板の上の鯉の如く、いさぎよくあらゆる材料を公表してほしいと思います。</p> <p>その意味で、現時点で非常に重要な点の一つ。 それは、斉藤やすお市議が自身のブログで2011年7月25日に公表している文章の一節『市民投票の結果「買わない」となれば、訴訟が起こされることは間違いありません』に象徴される、万一“取得しない”と決まった場合の法的リスクです。</p> <p>市民投票を実施するなら、それ以前に、投票の結果「買わない」と決まった場合でも、UR等どこからも損害賠償等の訴訟が起きない、という裏付けが必要です。または、最低でも、勝算があり、訴訟対応コストに見合った結果を出せる、という見通しが必要です。</p> <p>本来なら今回の市民投票条例案を提示する前に、それが担保されるべきですが、今更言っても仕方ないので、少なくとも本条例が施行される前までには、市の顧問弁護士等、法律の専門家を含め、あらゆる調査・ヒヤリング・検証を行い、市及び市長としての見解を公表すべきと考えます。（前市長からのヒヤリング等も必要でしょうし、UR等との真正面からのやりとりも必要でしょう。それをやりきる覚悟も必要です。）</p> <p>これ無しに市民投票実施というのはあり得ないと思います。買わないことになった場合、小金井市が訴えられるのかな、どうなのかな、訴えられたらさらに無駄なお金が出ていくなあ、また一つ市が長期的な問題を抱え込むのかなあ、という不安定な心理状態のまま、条例案第11条の市民投票に関する運動をさせたり、投票で市民に賛否を問うのは酷ですし、中立とは言えません。</p> <p>裁判になる可能性、その可能性があるなら勝算、根拠、想定コスト、考えうるシナリオなどを示してほしい。</p>	<p>市民交流センターの取得については、市政の重要課題であると考えていることから、登記上の問題及び荷捌き駐車場の確保という課題が解消される見通しが立った後に、市民投票を実施し、その結果を踏まえ判断したいと考えております。</p> <p>提供する情報については、多岐にわたることが想定されることから、個々具体的に列挙することが困難であるため、「賛否を的確に判断するために必要な関連資料」としてありますが、いただいたご意見も踏まえ、賛否の判断に資する情報が十分に提供できるよう、中立性・公平性の保持も含め、出来る限り努めたいと考えております。</p> <p>その他、貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>

番号	条例項目	意見	検討結果
		<p>臭い物に蓋、面倒なことは後回し、ではなく、真っ先に本件を追究していただきたい。仮にすでに追究済みで、市としての結論が出ているなら、速やかに公表していただきたい。よろしくお願い致します。</p> <p>次に重要な点。「賛成」する、つまり購入する場合の根拠です。 条例案第10条に則り、市長は「賛否を的確に判断するために必要な関連資料」を提示することになっていますが、その資料の中で、市は“具体的な事業計画・運営プラン”を公表すべきです。八十数億円も出して買うか買わないかを判断するには、過去の政治的経緯以上に、“八十数億円とその後の維持コストに見合った事業プラン、運営プランが立てられているのか？”や“八十数億円とその後の維持コストに見合った企画・運営・実施ができる人材・体制が揃えられるのか？”が重要です。</p> <p>この市民投票は、過去の政治的経緯に対して賛成・反対をするものというより、“今の小金井市が八十数億円とその後の維持コストに見合った事業構築・運営・実施が行えて、結果、成果を上げられるのか？”を判断し、賛否を投じるものと捉えています。但し、これらの点について、個人的には難しいだろう、と考えています。その理由を以下にあげさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ゴミ問題、市庁舎問題を解決する想像力、創造性、想定・実行力等が証明されていない現状・スタッフ・体制において、この小金井市民交流センターだけが別物で上手くいく、という風には思えません。 ● 民間企業ならこれほどの不動産投資、設備投資、新規事業を始めるなら、仮にコンペであって買えることが保証されていなくても、それ相当のかなり踏み込んだ事業計画、様々なシミュレーション、具体的な運営プラン等を練ります。その感覚から言えば、本当に本気でこの市民交流センターを将来にわたって成功させよう、という情熱を持った人材が市の中にいるのなら、建設着工前の段階から、当然今現在でも、具体的な様々なプランが溢れ出てきて当然です。それが無いという現実の中で、“八十数億円とその後の維持コストに見合った事業計画・運営・実施”ができるとは到底思えません。市民交流センターと心中するくらいの心意気で情熱を燃やしている人材が市の中にいるのでしょうか？芸術・文化が大きく絡む事業なので、尚更こういった“熱いもの”が必要だと考えます。ソフト、アイデア、人材ありきです。 ● 前項と重複しますが、本当に事業の企画・運営プランを持っているなら、URとの契約書に捺印したかしないかにかかわらず、建設着工前の設計の段階から、普通なら、市からURに様々な要望が出るはずだし、広く市民からのヒヤリングもしたくなるはずです。それは建設中も同様だし、建設後の内装やら機材・備品やら、公式サイトやサービス内容においても同様です。しかし実態は“丸投げ”にしか見えない。散々丸投げしておいて、住民投票の結果、購入となればそれなりに考えて運営していきます、となっても、根拠に乏し過ぎます。 	

番号	条例項目	意見	検討結果
		<p>●隣接するフェスティバルコートが完成してからそれなりに経ちます。時折、ヨーカドーによるイベントはありますが、市が主催のイベントで、なるほど、と思わせるものに出くわしていません。（私が知らないだけなら申し訳ありません。）このフェスティバルコートすら活用できないスタッフ・体制の中で、市民交流センターなら活用できる、とはなかなか思えません。</p> <p>●市長は新しい部長職として「政策調整監」を置き、外部から人材を引っ張ってくると聞きました。副市長もおかず、市の職員から登用することもせず、外部から人を引っ張ってくるということは、市の内情をよく把握できるはずの市長が、すでに人材不足と言っているように見えます。その状態で、市民交流センターをきちんと運営できるスタッフ・体制を築けるのか疑問です。さらには、だからと言って、設計・建設段階同様、外へ丸投げされては、そもそも市が市民交流センターの所有者になる意義が分からなくなります。</p> <p>以上のような疑問がある中で、それでも「賛成」つまり「購入」する可能性を問うのであれば、本条例施行前に、これなら数十億円とその後の維持コストがかかってもいいや、と思わせてくれるレベルの、具体的な企画・運営プランを市民にご提示いただきたい。何をもち「買う」「買わない」を判断すべきか、本質を十分に直視した上で賛否を決めたいと思うのです。</p> <p>長くなってしまいますので、以下はかいつまんで関連するコメントを箇条書きさせていただきます。なお、これはいずれも「買わない」と決まった場合でも、UR等から訴えられない、という大前提に立ってのコメントです。この点をお含みおき下さい。</p> <p>■作ってしまったから仕方なし、という発想は余りにもお気楽というか前時代的。余剰なゴルフ場は森に戻すべきだし、無駄なダムは川に戻すべき。危ない原発は何年かかろうと解体すべき。駅前で、かつあれだけ巨大だから、「建物」に圧倒されてしまう場合が多々あると思いますが、本質を見失わず判断すべきと考えます。</p> <p>■市長が市民に事前に提供する情報の中には、取得費（数十億円と言われていますが）、一人当たりの税負担、維持・運営コストなど、ネガティブな情報も積極的に含めていただきたい。ネガティブな情報をしっかり認識した上で、それでも買いたいと思えるくらいの購入動機（つまり前述の企画・運営プラン）がないと、上手くいかないと思います。</p> <p>■これは行政には難しいのかもしれませんが、上手くいかない場合、何年で見切りをつけ売却するとか、売却損の計算も含め、本来ならそういうシビアなシミュレーションも必要と考えます。仮に購入となった場合、1年後、2年後に、果たして成功だったのか、失敗だったのか、費用対効果や実施企画の内容などを公平に評価する仕組みが必要に思います。買ってしまくと、所有者である市側や、運営に携わる側は、どうしても自己評価を落としたいために自画自賛方向へ偏ると考えます。しかも民間と違って、収支だけでは判断されないのだと思います。民間なら赤字が続けば、撤退するか、撤退しないなら潰れ</p>	

番号	条例項目	意見	検討結果
		<p>るしかありません。本来はそのくらいシビアでよいと思いますが、もしある程度の赤字も許容するならば、より一層、シビアな評価機能が必要だと思います。1年後、2年後に、その後も所有し続けるかどうかの市民投票を担保として計画しておいてもいいくらいに思います。</p> <p>■今は買わず、ゴミ問題や市庁舎問題あたりがすっきり解決してから、改めて購入の是非を考える、という選択肢もあると思います。その時は中古で値崩れしているでしょうし、ゴミ問題などと違って、数年、自前のホールがないからといって、市民共通の生活上の問題が生じる訳ではないので。</p> <p>■蛇の目跡地に新市庁舎をつくる際、そこに市民ホールや市民交流センターを併設するのがよい気がします。駅前の交流センターの数々の問題を踏まえた上で改めて熟考すれば、市が所有するのに適したもっとよい施設が生み出せると想像できます。</p> <p>■小金井市民交流センターは、俗に「駅前ホール」と称されるように、ホールがメインのようですが、名称は「市民交流センター」です。そして、完成から今までの実際の使われ方を見ていると、名称通り「市民交流センター」としてのニーズが高い気がします。それなのに、中途半端な座席数のホールを作り、駐車場も少なく、設計上もホールがメインで練習室などは地下だったりして、名前やニーズと実態との差に違和感を感じます。福祉会館や集会所の代わりになったり、それらを補完するような施設の方が「市民交流センター」の名に相応しいと思います。まずは用途、ニーズありきで利用者目線で設計し直し、蛇の目跡地の新市庁舎にそういった施設を併設するのがベストと思います。</p> <p>■市でイベントをやるならば、自前ホールありきではなく、例えば、小中学校の体育館を耐震性の大幅強化含め補修・建て直しを実施し、イベントのし易い施設にして、もっと活用するなど、併用案や企画ありきの発想で考えてもよいと思います。</p> <p>■仮に市民交流センターを市が取得したとして「駅前に交流センターがあるから小金井に住みたい」なんていう人が増えるのだろうか、と疑問に思います。魅力的な市である理由としてはかなり優先度が低いと考えます。駅から遠くたって小金井公園や野川公園には行く。そこには身近な自然という最高のソフトがあるから。結局は箱や立地ではなく、何が行われるか、つまりソフト、企画が重要と考えます。</p> <p>最後に、民間の映像ソフトや出版物、公演・興行等は、お客様が買ってくれなければ早晚潰れる。決めるのはお金を出すユーザー。一方で公的芸術文化振興は箱があれば予算がつくようですが、それなら一層、市民交流センターを巨額で買い、それなりの維持・運営コストを投じるかどうか、それは納税者が決めるべきだと思います。よって「市民投票を行う」という点自体には大賛成の立場です。</p> <p>以上、好き勝手述べて、大変失礼致しました。何か少しでも検討材料、参考になれば幸いです。</p>	

番号	条例項目	意見	検討結果
29	—	<p>市民投票はやるべきだと思います。市民交流センターについて、前稲葉市長は市民に対して説明不足だったと思います。市は財政難のはずなのに、75億もするという建物を駅前の一等地に建てたのは理解しがたく、またその説明がきちんと市民に対してなされなかったという事が問題だったと思っています。ですので市民投票に伴う客観的な情報公開がとても大事だと思います。立地や価格やホールの席数の妥当性についてや、これまでの経緯などを正確に市民に伝え、市民と一緒に検証する事はとても意味のある事だと思います。そういう事で10条の市民に対して必要な関連資料を提供するという事がとても大事だと思います。</p> <p>しかしすでに市民交流センターは建てってしまったという事もあり、それを市が買わないといった場合、リスクがあるのか？という事を若干不安に感じています。市民投票の際には、もしリスクがあるならそのリスクも市民に明示して、市民一人一人がその事も理解した上で責任をもって投票出来るようにしてほしいです。それにはこれまでの経緯、前市長や市議会の議決や、URとのやりとりなども、情報として公開してもらいたいです。</p> <p>最後になぜ市民交流センターは今なお欠陥を抱え、なぜいまだ引き渡しも出来ていないのか？それはだれの責任なのか？という疑問があります。登記できないのではないかと、いう指摘がずいぶん前から市議会でもあったと聞きます。URだけの責任でなく、前市長や市議会にも責任があったのではないのでしょうか？75億も市民の税金を使う建物なのでそういった責任の事も、市報などでしっかり市民に説明し明らかにするべきだと思います。「欠陥が解消したとして市民投票」という事ですが、そもそも今日の市民交流センターの欠陥はもっと早い段階で市が予測すべきものでした。それは前市長と前市長派の市議の責任が大きいと思いますが、そういった事も市民に伝え責任の所在をはっきりさせるべきだと思います。</p>	<p>市民交流センターの取得については、市政の重要課題であると考えていることから、登記上の問題及び荷捌き駐車場の確保という課題が解消される見通しが立った後に、市民投票を実施し、その結果を踏まえ判断したいと考えております。</p> <p>提供する情報については、多岐にわたることが想定されることから、個々具体的に列挙することが困難であるため、「賛否を的確に判断するために必要な関連資料」としてありますが、いただいたご意見も踏まえ、賛否の判断に資する情報が十分に提供できるよう、中立性・公平性の保持も含め、出来る限り努めたいと考えております。</p>

番号	条例項目	意見	検討結果
30	—	<p>武蔵小金井の駅前の風景は、原発近隣の地方の駅舎、駅前公共施設の雰囲気によく似ています。 あれは国からたくさん降りてくるところが出来ることです。</p> <p>そもそも市にはホールを取得しないという選択肢が残っているのでしょうか？ 取得しなかった場合でURと訴訟問題になった場合市側の勝算は何割だと考えていますか。欠陥物件を民間で買うところがあるとも思えません。 既に出来てしまっている施設なので立地、設備を活かせる努力を最大限すべきだと思います。 近隣市の武蔵野文化会館は例年黒字経営であり、運営側に講演誘致に優れた方々いらっしゃると思います。</p> <p>小金井市の名誉市民である宮崎駿氏に顧問になっていただき、講演誘致やホールの運営に助言いただく案。学芸大学の教授や学生に協力していただき講演、イベント(講演の開催費用を節約した)を企画してもらおう案、などなど検討して欲しいです。</p> <p>小金井市の子ども達が、夏休みなど長期休みに市民ホールでジブリの過去の作品の映画音楽に触れられたりしたら素敵だなと思います。</p> <p>URの落ち度もさることながら、建物を建ててしまったのは市の責任でもあります、大人の事情で切り捨てるのではなく、子ども達が期待を持てるような場所になればいいと願っています。</p>	<p>市民交流センターの取得については、市政の重要課題であると考えていることから、登記上の問題及び荷捌き駐車場の確保という課題が解消される見通しが立った後に、市民投票を実施し、その結果を踏まえ判断したいと考えております。</p> <p>その他、貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>

番号	条例項目	意見	検討結果
31	—	<p>* 市民投票の実施そのものについて 市長選・市議選における投票では個別に意見を表明できない重要な論点について、市民投票の機会が設けられるのは望ましいと思う。 但し本件に関して言えば、武蔵小金井南口再開発（第1街区）がほぼ完成に至った現時点で市民交流センターのみを切り出してその取得の賛否を問うことは、あまり建設的とは思えない。 もっと以前の段階で、南口再開発の全体について、より深い市民参加がなされるべきだったのではないかと思う。</p>	<p>市民交流センターの取得については、市政の重要課題であると考えていることから、登記上の問題及び荷捌き駐車場の確保という課題が解消される見通しが立った後に、市民投票を実施し、その結果を踏まえ判断したいと考えております。貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
	第9条 (無効投票)	<p>* 条例(案)第9条について 以下の二つの区別がわかりにくいので明快にしてほしい。 ? 「賛成」又は「反対」以外の事項を記載したもの ? 「賛成」又は「反対」のほか、他事を記載したもの</p>	<p>第9条第2号については、「買うべき」や「取得しない方が良い」など、「賛成」「反対」以外のことを記載したものを無効とするものです。 同条第3号については、「〇〇だから賛成」や「□□なら反対」など、他の文言を記載したものを無効とするものです。 公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号)第68条においても同様に規定しており、本条例もこれを参考としています。</p>
	第10条 (情報の提供)	<p>* 条例(案)第10条について 「取得の賛否を的確に判断するために必要な関連資料」「事案についての中立性を保持」といった文言があるが、一部の市議から「購入しないと訴訟を起こされる」という情報発信があるなど、市民が購入に「賛成/反対」を判断できる状況なのか疑わしく思う。 少なくとも、市当局と市議会との間で「購入した場合としなかった場合の法的問題」について、見解を一致させていただきたい。 もしそれが無理でありながらも市民投票を実施するのであれば、購入した場合としなかった場合のそれぞれの法的なリスク(の可能性)について、情報提供を必ずすべきだと思う。(以上)</p>	<p>提供する情報については、多岐にわたることが想定されることから、個々具体的に列挙することが困難であるため、「賛否を的確に判断するために必要な関連資料」としてありますが、いただいたご意見も踏まえ、賛否の判断に資する情報が十分に提供できるよう、中立性・公平性の保持も含め、出来る限り努めたいと考えております。</p>

番号	条例項目	意見	検討結果
32	—	<p>この市民投票条例全体についての意見を述べます。</p> <p>私は、地方自治における民主主義は、基本的には間接民主主義によって担保されていると認識しています。しかし、例えば、市長選挙において、市の主要課題に関して異なる意見を持つ候補者が当選した場合、または、その公約が概ね私の願う市政に沿うものであった候補者が当選した場合においても、その公約が破られた場合、あるいは、個々の政策のうちの何れかの政策が私の願いに反するものであった場合には、地方自治法74条に規定する直接請求権を行使して住民投票を要求するというのが、市民としてあるべき姿ではないかと考えます。市長は、住民投票を提案する前に、まず自らの方針を市民に示すべきではないでしょうか。</p>	<p>市長が自らの方針を先に示してしまうと、取得の賛否を問うにあたり中立性を保てないと考えております。</p> <p>市民交流センターの取得については、市政の重要課題であると考えていることから、登記上の問題及び荷捌き駐車場の確保という課題が解消される見通しが立った後に、市民投票を実施し、その結果を踏まえ判断したいと考えております。貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
33	—	<p>私は、問題が山積していて、それらの問題を解決できる見込みがない状態では市民交流センターを市が購入することには反対です。</p> <p>その主な問題点は①市と現在、交流センターを暫定管理している都市再生機構（UR）が交わした交流センター整備に係る覚書に反してURが市議会の議決がないまま、見切り発車して建設に着工し、その責任が放置されたままになっている②交流センター、JR棟、OSビルがいわゆる一棟ができず、この建物全体の不動産登記が未登記という欠陥が解消されていない③荷捌き駐車場や障害者用駐車場の確保があいまい④地権者（市、JR、OSビルを所有している2人）の合意が必要な管理規約がなく、いわば「無法エリア」になっていることです。</p> <p>URはこれらの問題を9月までに解消したいとしていますが、それができるという対策がどこまで進んでいるのか、どんな障害が残っているのかなどを市民に提示しておりません。こうした状況では購入しないという選択肢もあっていいのではないのでしょうか。手際続きのURに管理運営してもらい、市民が利用したい時に利用料を支払えば交流センターは使用できます。佐藤市長も選挙ビラなどで「交流センター取得総額75億円」はムダ使いと断じていました。確かに欠陥が解消された場合、買うか買わないかは住民投票で決めると公約なさっていましたが、欠陥が解消できるメドすらたっていないのに市民投票条例（案）についてパブリックコメントを求めるのは、いささか唐突であり、あまりに急ぎすぎではないかと思えます。</p> <p>私は小金井市の常設型市民投票条例を高く評価しています。こうした条例を設けている自治体は極めて少ないからです。したがって市民投票条例そのものに異を唱える考えはありません。ただ、市民交流センターに係る市民投票に関しては、諸問題の解消を経てから実施すべきだと思います。まず問題解決に向け全力投球するのが急務ではないでしょうか。</p>	<p>市民交流センターの取得については、市政の重要課題であると考えていることから、市民投票を実施し、その結果を踏まえ判断したいと考えております。</p> <p>ご指摘にあるような登記上の課題等が解消される見通しが立った後に、市議会に「小金井市民交流センターの取得の賛否を問う市民投票条例」を議案上程したいと考えております。</p> <p>今回のパブリックコメントは、課題が解消される見通しが立ち、市民投票を実施することができる状況になった場合に備え、事前に市民投票を実施するためのルールとしての市民投票条例を作成しておく必要があると判断し、募集したものです。貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>

番号	条例項目	意見	検討結果
34	—	<p>これから検討し開始していく事業ではなく、既に九割以上完了している事業について、今になって市民投票をすることに対して反対する意見もある（財政難に陥っている小金井市において、更なる支出を伴うことを理由として）ことは理解しています。</p> <p>しかし、事情のわからない一市民として、なぜ市立中学校の合唱コンクールさえもできない施設を作り、買い取らなければならないのかについては、常々疑問に思っていました。その経緯がわかるのであれば、市民投票にかかる費用も無駄だとは思いません。</p> <p>また、なぜか登記することすらできない事態に陥っていることが不思議でなりません。自宅を購入したことがある人にとっては全く信じられないことだと思います。</p> <p>条例案において、市民投票条例では情報を提供することが明記されているようです。事業の企画からその後の経緯、現状、今後の問題点などについて、本当にあった事実を明らかにし、市民に真実を伝えてほしいと思います。</p> <p>そのためにも、今回の市民投票を実施してほしいと切に願っています。</p>	<p>市民交流センターの取得については、市政の重要課題であると考えていることから、登記上の問題及び荷捌き駐車場の確保という課題が解消される見通しが立った後に、市民投票を実施し、その結果を踏まえ判断したいと考えております。</p> <p>また、市民投票の実施にあたっては、いただいたご意見も踏まえ、賛否の判断に資する情報が十分に提供できるよう、中立性・公平性の保持も含め、出来る限り努めたいと考えております。</p>
35	—	<p>本条例の制定については、市長選での佐藤市長の公約であり、賛成する。</p> <p>ただし、住民投票については、市長や議会の意思決定を補完するものであるため、市民投票の前提である十分な情報公開が難しく住民投票を実施しても有効性が担保できない場合や街づくり交付金等の受給期限が迫って市民投票を実施する時間がない場合など、急を要する場合には、いたずらに住民投票に固執せず、本来の議会決議だけで取得するかどうかの判断をすべきであると思います。</p>	<p>市民交流センターの取得については、市政の重要課題であると考えていることから、登記上の問題及び荷捌き駐車場の確保という課題が解消される見通しが立った後に、市民投票を実施し、その結果を踏まえ判断したいと考えております。貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
36	第10条 (情報の提供)	<p>小金井市民交流センターの取得の賛否を問う市民投票条例（案）の第10条完全実施について</p> <p>小金井市民交流センター（以下「交流センター」）の取得の賛否を問う市民投票の実施に賛成します。</p> <p>「10年前に市民参加で検討が進められてきた経緯がある」交流センターは、昨年建てられたものの、前市長が事業主体URに丸投げしたことや、URに不手際があったことが原因でいまだに市の所有になっていません。</p> <p>こういう状況下で、新市長が取得の賛否を改めて市民に問うことには意味があります。ただし、提供し得るあらゆる情報を市民に提供することが前提です。</p> <p>交流センターがいまだに市の所有になっていないことを知る市民の数は、現時点では極めて少ないのではないのでしょうか。（交流センターの大ホールで、市が9月にプレミアムコンサートを開催すると知った友人に、交流センターが今でもURの所有になっていることを伝えたら、驚愕の声をあげました）</p> <p>大方の市民の市政への無関心さ、それに前市長の市民への発信量の少なさを考え合わせれば、前述の見方はあながち間違いではないと思います。</p> <p>つまり、大方の市民は、小金井駅南口に建った交流センターは、とっくに市のモノになっているかと思っているかもしれないのです。</p> <p>今回市民投票を実施するに当たっては、市民側に、こうした行政との「認識のずれ」もありうることを念頭に、条例案第10条を完全に実施する必要が大いにあります。</p>	<p>市民交流センターの取得については、市政の重要課題であると考えていることから、登記上の問題及び荷捌き駐車場の確保という課題が解消される見通しが立った後に、市民投票を実施し、その結果を踏まえ判断したいと考えております。</p> <p>また、市民投票の実施にあたっては、いただいたご意見も踏まえ、賛否の判断に資する情報が十分に提供できるよう、中立性・公平性の保持も含め、出来る限り努めたいと考えております。</p>

番号	条例項目	意見	検討結果
37	—	<p>①大ホールの席数が500席では、魅力的な興行、イベントは不可能で、大赤字は必然の市民ホールとなる。</p> <p>②総額から逆算すれば一席1,500万円となるジャノメ跡地の市庁舎建設に関連して建設すれば自由に多くの客席も確保されコストも大きく節減できるのではないかと。</p> <p>市民ホールは緊急の問題ではなく、先づゴミ処理である。</p> <p>③当初の物件の条件は一筆一棟であったのが、最終的に変わっている。従って、小金井市は購入する責任はない。利用する立場で充分である。</p> <p>将来、半永久的に大きな赤字を発生させる事が明白な物件を購入すべきでなく、取得に反対である。</p>	<p>市民交流センターの取得については、市政の重要課題であると考えていることから、登記上の問題及び荷捌き駐車場の確保という課題が解消される見通しが立った後に、市民投票を実施し、その結果を踏まえ判断したいと考えております。貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
38	—	<p>7/15市報によれば、既に完成した「市民交流センター」の取得が市民の賛否によって決めることができるのだという。本当にそんなことができるのか。取り敢えずそれを信じて考えてみたい。</p> <p>8/15市報のトップ見出しは「大地震に備えて」である。当市で最も人の集まるのはJR武蔵小金井駅であり、北口、南口には大型スーパーがあり、駅周辺の人口密度は断然突出している。その中心部に計画された「交流センター」であれば、7/15市報の「交流センター」取得の賛否と8/15市報の「大地震に備えて」を市報で発行する行政という組織の不誠実さを痛感するばかりである。</p> <p>前市長と市議会与党とによって、最も人口の集中する場所に更に集客場を造ったのである。不動産値上がりの時期に購入した蛇ノ目ミシン跡地を売却、市庁舎も自前のものを持たず、今後も賃貸ビルを庁舎として家賃を払い続けるという約束を実行して来たのである。早い話が、8/15市報のテーマなんか現実にはどうでもいいことなのだ。</p> <p>「市民交流センター」にしても賛否を問う資料を何も発表されずに他の蛇の目ミシン跡地などに建設するにしても検討の基礎がないではないか。</p> <p>要するに通り一遍の手続きを踏んだに過ぎないのではないかと。終わりに「市民交流センター」の印象を記入しておきます。</p> <p>“客を招待した家のアルジが、床の間を背にどっかりと座り、「やあいらっしゃい」と下座の座布団を勧めて、馬鹿面をさらしている光景”</p>	<p>市民交流センターの取得については、市政の重要課題であると考えていることから、登記上の問題及び荷捌き駐車場の確保という課題が解消される見通しが立った後に、市民投票を実施し、その結果を踏まえ判断したいと考えております。</p> <p>また、市民投票の実施にあたっては、賛否の判断に資する情報が十分に提供できるよう、中立性・公平性の保持も含め、出来る限り努めたいと考えております。</p> <p>その他、貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>

番号	条例項目	意見	検討結果
39	第10条 (情報の提供)	<p>ずっと税金を納める市民として、交流センターの建設や取得に対し意見を表明する方法が限られていることが不満でした。市民投票賛成です。</p> <p>条例案に特に不満はありませんが、条例案の第10条(1)、(2)の内容は、ぜひとも分かり易く作成していただきたい。チラシもぜひ。(印刷物)</p>	<p>市民交流センターの取得については、市政の重要課題であると考えていることから、登記上の問題及び荷捌き駐車場の確保という課題が解消される見通しが立った後に、市民投票を実施し、その結果を踏まえ判断したいと考えております。</p> <p>提供する情報については、多岐にわたることが想定されることから、個々具体的に列挙することが困難であるため、「賛否を的確に判断するために必要な関連資料」としておりますが、賛否の判断に資する情報が十分に提供できるよう、中立性・公平性の保持も含め、出来る限り努めたいと考えております。</p>
	第11条 (投票運動)	第11条の投票運動ですが、違反者が出た場合の通報、審査、罰則をどうするか明確にしてください。(どうするのか?放置ですか?)	罰則について規定することは考えておりません。例えば、恐喝等、刑法等他の法令に抵触した場合は、当該法令に基づき罰せられるものと認識しております。
	第13条 (投票結果の尊重)	有資格者総数1/3以上とありますが投票率が低い時はどうなるか明確にしてください。	本条例には、市民投票の不成立を意図したボイコット運動などを懸念し、成立要件を定めておりませんので、賛成又は反対のいずれも3分の1未満であった場合でも、市民投票自体が不成立となるものではありません。多くの方に投票していただけるよう、情報提供に努めたいと考えております。

番号	条例項目	意見	検討結果
40	—	<p>まず、パブリック・コメントについて「ウィキペディア」で調べました。「公的な機関が規制あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公（＝パブリック）に、意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続をいう。公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものである。通称パブコメ」とありました。</p> <p>つまり、パブコメとは市民が公的に自由に意見を述べることのできる数少ない大変貴重な手段なのです。しかしながら、今まで行政がどのくらい市民が提出したパブコメを重視してきたのか甚だ疑問です。</p> <p>今回の市民交流センターの件については、4月の市長選のゴミ・庁舎問題と共に大きな争点となりました。1988年「武蔵小金井駅南口再開発基本構想及び基本計画」の報告書が出され、2001年には「市民交流センター建設検討委員会」が設置されましたが、公募市民はたったの3人でした。市と市民にとっては多額のお金を要するビッグプロジェクトに、公募市民3人とはあまりにも少なかったのに驚きます。その委員会で話し合われ決議されたものを私を含め多くの市民は知らないでしょう。これも情報のひとつとして出頂きたいと思います。</p> <p>2003年12月「武蔵小金井駅南口第一地区第一種市街地再開発事業に係る公益施設の取得に関する覚書」が市と都市再生機構URで結ばれました。この中には「市民交流センターの工事着手前までに、財産取得に関する議会の議決を得た上で譲渡契約を締結するものとする」と書かれてありますが、そのような経過を踏まずに、2009年1月、URは工事を着工しました。</p> <p>そして2010年1月に小金井市は市報で「小金井市市民参加条例第15条の規定による小金井市民交流センター条例（案）に対するパブリックコメントを実施」を掲載したのです。条例（案）の内容はどのように運営し、どのように活用するかです。募集期間は2010年1月6日から2月5日まででした。</p> <p>まだ譲渡契約も結ばれず取得してもいないものに対して強い疑問を覚えたので私もパブコメを書きました。</p> <p>寄せられたパブコメは全て2010年第1回定例会（総務企画委員会）行政報告資料として配布されたようです。</p> <p>しかしながら、2010年3月の議会で私他反対意見を書いたパブコメはどの程度考慮されたのでしょうか。結果は13対10で条例は可決されてしまいました。まるで2011年4月の交流センターオープンに向けて強引に事が進められているように感じました。</p> <p>そして議会終了と共にそのパブコメもホームページから削除され、今は過去の資料として、資料室で眠っているようです。</p> <p>その後2010年9月に市民交流センターの「財産取得の議決」議案が市議会に提案されましたが、「欠陥」問題が指摘され紛糾したものの、11月に「財産取得の議案」は可決されてしまいました。</p> <p>しかし12月更なる「欠陥」問題が起こり、結果、年明け2011年もごたごたは続き、URは「9月末までの引き渡しに向けて最大の努力を行っていく」と述べているそうです。つまり未だ交流センターは誰のものなのかはっきりしていないというわけです。</p> <p>そこでお願ひがあります。今回のパブコメと同時に、2010年1月6日から2月5日までに募集した「小金井市市民参加条例第15条の規定による小金井市民交流センター条</p>	<p>市民交流センターの取得については、市政の重要課題であると考えていることから、登記上の問題及び荷捌き駐車場の確保という課題が解消される見通しが立った後に、市民投票を実施し、その結果を踏まえ判断したいと考えております。</p> <p>また、市民投票の実施にあたっては、いただいたご意見も踏まえ、賛否の判断に資する情報が十分に提供できるよう、中立性・公平性の保持も含め、出来る限り努めたいと考えております。</p> <p>なお、過去のパブリックコメントの結果につきましては、現在もホームページで公開しております。</p> <p>（トップページ右側・下部のメニュー、上から8番目の、「パブリックコメント」からご覧になれます。）</p>

番号	条例項目	意見	検討結果
		<p>例（案）」に対するパブリックコメント全文と「条例（案）」全文も合わせて、再度ホームページに載せていただけないでしょうか？新しく小金井市に転居された方、当時忙しくて目を通すことができなかった市民の皆様にも、交流センターの経過の情報として公平な立場で是非読んで頂きたいと思います。</p> <p>このように一つの案件として未だ解決していないものについては、議案ごとに情報を閉ざすことなく、いつでも市民の目に触れるところに情報が用意されていることが今後、望ましいのではないのでしょうか。</p> <p>もし、それが何かの手続き上無理だということであれば、少なくとも、私が当時書いたパブコメだけでも、再度ここに記しておきます。</p> <p>「URは小金井市との覚書を無視し、小金井市議会の議決を待たず、着工をはじめました。そして小金井市は、市民には、市民交流センターに関して、何の問題もないかのように説明し、まるで小金井市が交流センターを既に取得したかのような流れをつくり、次なるステップに入り、市民に交流センターの使い方などについて意見を求めているかのようです。</p> <p>ところが、一番大切な最初の段階がクリアできていません。結局、交流センターは誰のものなのか、あきらかにしてからでなければ、何も進めることはできません。仮に小金井市が取得した場合は70億を超える可能性もあると聞いております。</p> <p>さらに取得後は運営費、メンテナンスなどに今後毎年数億円の赤字になる可能性が高いとも聞いております。</p> <p>しかもこの交流センターでは、大ホールで500～600名の収容人数とのこと。それでは成人式や、敬老の式典などには使用できず、全く使いがっての悪いものと云わざるを得ません。</p> <p>このような中途半端な施設を高額な値段で取得する理由を市民に説明すべきであるし、私は取得には全く賛成することができません。</p> <p>URが今後も運営するか、他の手段を是非考えて下さいますようお願いいたします。」</p> <p>参考までに、私のこのパブコメに対して、市側の「意見・要望に対する回答」の欄には「貴重なご意見とさせていただきます」の一行だけでした。他の反対意見の方々への「回答」も同様の一行のみというのが多くありました。</p> <p>月日が流れ、4月の市長選では新市長が誕生しました。佐藤市長の公約の一つに「市民交流センター取得については住民投票で賛否を問う」とあり、今回のパブコメはその第一歩ということでしょう。</p> <p>交流センターを市が取得しないという方法・手段が他にないというのなら、是非行ってほしいと思います。</p> <p>しかし、その前に佐藤市長は住民（市民）投票が有効なのかを充分市民に対して説明して頂きたいと思います。</p> <p>もし、小金井市が取得しなくて済むものなら、旧公会堂の土地分26億円はリース庁舎早期解消し、新庁舎早期建設への貴重な財源となるのではないのでしょうか。</p> <p>最後に、今後の説明や情報を市民に伝える際にはなるべく難解な「政治用語」を減らし、18歳の若い人や投票資格のある外国人にもわかるよう平易な文章で作成するようお願いいたします。 以上</p>	

番号	条例項目	意見	検討結果
41	第9条 (無効投票)	投票用紙に添え書するのは無効とあるが、熱心な市民であればあるほど、「賛成」あるいは「反対」について意見を添えたいのが正直な気持ちであると思う。まして今回初めての市民投票である。無効にならないようにするためには予め、市民目線で想定できるあらゆる情報の提供を望む。	添え書きを無効とする旨は、公職選挙法（昭和25年4月15日法律第100号）第68条においても規定されており、本条例もこれを参考としています。
	第10条 (情報の提供)	<p>情報提供の際、市長の事案に対しての中立性、判断資料と表現はともかく「賛成」にも「反対」にも公平な情報の提供が必要である。</p> <p>たとえば、 取得すれば……プラス面、マイナス面 しなければ……プラス面、マイナス面 というような分かり易い形でお願いしたい。</p> <p>市民参加条例の市民投票を成功させ市民主体のまちづくりにしたいと思います。市民が市政により関心を持ち、郷土愛につながるものです。</p>	市民投票の実施にあたっては、いただいたご意見も踏まえ、賛否の判断に資する情報が十分に提供できるよう、中立性・公平性の保持も含め、出来る限り努めたいと考えております。
42	—	<p>小金井市役所の皆様、毎日の業務、大変お疲れ様でございます。小金井市民交流センター取得の賛否を問う市民投票条例について、少し意見を申し上げます。</p> <p>“市民投票”を行って、市民交流センターに関する諸問題が全てきれいさっぱり片付く訳ではない、という事は私達一般市民もよく承知しています。但し、市民投票については近視眼的な考え方をしてはならないとも思います。ひょっとしたら、後になって仮に上手くいかなくなった時には「市役所は市民に判断を押し付けた」等と情けない発言は出て来るだろうとも思います。現に今既に、「市長は自分で自分の買い物すら決められない」などという議員の方がいらっしゃるのも存じ上げております。然し、これはそういう問題ではありません。私達市民も、市民としてもう少し賢くなる為にもっと勉強して色々なことを経験しなければなりません。（行政は市民の苦情処理場、とばかりに苦情にもならない苦情を言うのも、市民としてレベルが低いためではないかと思えます。）</p> <p>市民投票にかかる数千万円の費用をムダ、という声も聞きますが（この理屈は普通の市民感覚では理解に苦しみます）、今日のように後になって問題が発覚するような公共事業にかけたお金はムダではなかったのでしょうか。これに絡む問題をきちんと市民に知らせずに進めてしまった旧市政のやり方にも疑問を感じます。</p> <p>市民投票にかかる費用、と考えると或は高い、と感ぜられる方もあるのかもしれませんが、小金井市民がより高いレベルの民主主義を学ぶための授業料だと考えれば、1人辺り数百円程度です。それでもやはり高いのでしょうか。</p> <p>「市民が主役」と誰もが実感できる市政にして、より魅力的な自治体として全国に誇れるような小金井市にしていきたいと市民誰もが願っているのではないのでしょうか。</p>	市民交流センターの取得については、市政の重要課題であると考えていることから、登記上の問題及び荷捌き駐車場の確保という課題が解消される見通しが立った後に、市民投票を実施し、その結果を踏まえ判断したいと考えております。貴重なご意見として参考とさせていただきます。

番号	条例項目	意見	検討結果
43	施行規則 第10条 (情報の提供)	<p>交流センターについては強い関心をもっており、住民投票が行われることについては市民自治の観点で重要な試みとして評価しています。</p> <p>条例案について、第十条に情報提供の項目があることを多めに評価したいところです。但し、施行規則をみたところ、ホームページ等への記載とあるのみで、関連情報公表の時期や、市民が開示を求める手段や時期についての規定が見当たりません。</p> <p>投票者が、賛否の判断に必要な情報を市に対してリクエストする手段と期限、市が請求された情報を開示する手段と期限を施行規則に盛り込むべきと考えます。</p>	<p>いただいたご意見も参考に、可能な限りの情報提供の機会を検討したいと考えております。</p>
44	—	<p>基本的に市民投票を行うことはよい方法だと思います。</p> <p>今までの市議会の議論では、どちらに決定されても決着はつかず、永遠に市政運営のリソースを食い続け様々な問題の解決を遅らせるからです。市民投票の決定に市長も、市議会も、そして市民自身も従うというルールの中で、市政の様々な問題に対してさらなる最善を尽くしていく方向合わせが出来るものと考えます。</p> <p>但し、その際には購入の財政に与えるインパクトを買う、買わないの両方について並べて提示しなければならないと思います。その中には買った場合の取得費用+今後定期的にかかるランニングコスト、買わなかった場合はURからの訴訟リスクについての専門家による検討結果と、もし訴訟となった場合の費用と期間についての情報が必要です。</p> <p>現在の財政状況についてもレポートをつけないと判断に不足と考えます。</p> <p>また、今までの市議会での議論の経緯についてもまとめて提示願いたいと思います。(本来は議会がすべき作業かもしれませんが)</p> <p>以上</p>	<p>市民交流センターの取得については、市政の重要課題であると考えていることから、登記上の問題及び荷捌き駐車場の確保という課題が解消される見通しが立った後に、市民投票を実施し、その結果を踏まえ判断したいと考えております。</p> <p>また、市民投票の実施にあたっては、いただいたご意見も踏まえ、賛否の判断に資する情報が十分に提供できるよう、中立性・公平性の保持も含め、出来る限り努めたいと考えております。</p>
45	—	<p>小金井市民交流センターの取得の賛否を問う市民投票については支持します。</p> <p>この物件が、未だに登記が完了出来ていない欠陥物件であることと、今年4月の市長選の結果「稲葉落選」によって、購入は白紙に戻ったと判断出来、佐藤市長が主張する、市民投票はある意味当然だと言えます。</p> <p>但し、市民投票するうえで、あまりにも今までのURと市との間の不透明な部分が明らかにされていません。どのようなやりとりが隠されているのか？</p> <p>市民が市民投票をするうえでも、第三者機動的な検証チームを市役所内に設置し、市民に向けて情報の透明性、信頼性と公平性を担保することを要望します。</p>	<p>市民交流センターの取得については、市政の重要課題であると考えていることから、登記上の問題及び荷捌き駐車場の確保という課題が解消される見通しが立った後に、市民投票を実施し、その結果を踏まえ判断したいと考えております。</p> <p>また、市民投票の実施にあたっては、いただいたご意見も踏まえ、賛否の判断に資する情報が十分に提供できるよう、中立性・公平性の保持も含め、出来る限り努めたいと考えております。</p> <p>第三者機関による提供情報の検討を行うことについても考えております。貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>

番号	条例項目	意見	検討結果
46	—	<p>●市民投票の実施について 市民投票の実施を支持します。南口第1地区再開発と市民交流センターの再開発の具体的内容について自ら考えようとせずもっぱらURに任せきりにした結果が、現在につけてなって回ってきています。 現在も売買契約を結ぶことができていない以上、建設を推進してきた前市長の落選により、購入すべきかしないかは再びリセットされたものと考えられます。従って市民投票を実施して住民の民意を問うことが大変重要です。</p>	<p>市民交流センターの取得については、市政の重要課題であると考えていることから、登記上の問題及び荷捌き駐車場の確保という課題が解消される見通しが立った後に、市民投票を実施し、その結果を踏まえ判断したいと考えております。貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
	第10条 (情報の提供)	<p>●第10条(情報の提供について) 市民交流センターの取得問題については、取得に関する市長の姿勢や取得の是非、取得の可否を決する住民投票の是非・期限などについては議会でも取り上げられ議論されています。しかし、昨年取得議案が可決されたにもかかわらず、無効となり、依然として登記もできず、それ以外の欠陥を抱えたまま取得できない状態であることの経緯、理由、現状についてまったく説明されておりません。このことから、第10条には以下の項目を付け加えると同時に下記事項の情報提供を間違いなく行ってください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 過去の経緯の解明と現状の把握 <ol style="list-style-type: none"> 1) 登記の問題 2) URとの契約の問題 3) 市の財政上の位置づけの問題 2. 専門家への調査の依頼 上記の項目の解明については、すでに法律、建築、行政学の専門家等の知見がなくして解明できないほど事態が複雑化しています。上記の解明と把握については法律、建築、行政学の専門家等の助力を早急に依頼してください。 3. 今後起こり得るケースごとの解決方法の提示 上記の調査後、遅滞なく今後起こり得るケースごとに場合分けをして解決方法を策定し市民に提示してください。 	<p>提供する情報については、多岐にわたることが想定されることから、個々具体的に列挙することが困難であるため、「賛否を的確に判断するために必要な関連資料」としております。いただいたご意見についても情報を検討する際参考にさせていただきます。 また、情報の提供にあたっては、第三者機関による提供情報の検討を行うことについても考えております。貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>

番号	条例項目	意見	検討結果
47	—	<p>まず、このようなパブコメの機会を設けて頂き、とても嬉しく思います。ありがとうございます。</p> <p>さて、私は、表題の件について、住民投票を行うことについて賛成です。住民投票を行って頂きたい理由は主に2点あります。</p> <p>まず、1点目。 そもそも市民交流センターの詳細について、知らない市民は多いと思います。登記ができていないことや、専用駐車場がないこと、高額な購入費。事情が込み入りすぎていて、細かいことは私もわかりません。議会の中や、市報およびHPで知らせるだけでは関心の高い市民にしか届きません。</p> <p>住民投票を行うとなったら、その告知を含め、より多くの市民の意識が向くと思うのです。より多くの市民に実状を知ってもらい、その上で判断してもらうのが適当だと思います。</p> <p>2点目です。 住民投票条例を持つ多くの自治体において、実際、住民投票が行われることは稀です。というのも、「自分たちは選挙で選ばれた人間だから、市民の代表であり、責任をもって判断する。だから、住民投票は必要ない」と考える議員が多いから、実施に至らないのです。 (そもそもそんな風に考えるのなら、条例自体成立していないはずなのですが)</p> <p>「お金がかかるからやりたくない」という意見も私は違うと思っていて、財政には出すべきところと、縮めるべきところがあって、市民の意思を問う機会となる住民投票は出すべきところだと考えます。</p> <p>それに、投票した議員の全ての判断に同意している市民は少ないでしょう。別個の人間である以上、この点については賛成だけど、この点については違う意見だ。と思うのが自然だと思います。</p> <p>ちなみに、2009年の市議会議員選挙の投票率は47.27%でした。 実に半数以上の市民が投票に行っていないなか、「自分は市民の代表だから、住民投票はいらぬ」と考える議員には、もう一度、立ち止まって考えて頂きたいのです。</p> <p>小金井における大切なことは、役所や議会だけでなく小金井に暮らす私たち市民が自らの判断で決めていきたいと思っています。 その意思表示ができる機会をぜひ設けて頂きたく存じます。</p> <p>以上です。 ご検討のほどよろしくお願い致します。</p>	<p>市民交流センターの取得については、市政の重要課題であると考えていることから、登記上の問題及び荷捌き駐車場の確保という課題が解消される見通しが立った後に、住民投票を実施し、その結果を踏まえ判断したいと考えております。</p> <p>また、住民投票の実施にあたっては、いただいたご意見も踏まえ、賛否の判断に資する情報が十分に提供できるよう、中立性・公平性の保持も含め、出来る限り努めたいと考えております。</p>

番号	条例項目	意見	検討結果
48	第13条 (投票結果の尊重)	<p>・市民投票条例(案)の(6)投票結果の尊重について、「投票資格者総数の3分の1以上」では、市民参加条例の住民投票実施の規定に照らしても、著しくハードルが高いと言わざるを得ません。この表現では、各種選挙や他自治体の住民投票の投票率に鑑みても、現実的に「当該結果を尊重」される可能性が低くなってしまいます。</p> <p>「3分の1以上」という基準とその根拠がどこにあるのかわかりませんが、「投票資格者総数」ではなく、せめて「投票者総数」に修正するのが、現実的な基準ではないでしょうか。</p>	<p>本条例には、市民投票の不成立を意図したボイコット運動などを懸念し、成立要件を定めていないことから、その母数については、投票者総数ではなく、投票資格者総数とすることが望ましいと考えております。</p> <p>「投票資格者総数の3分の1以上」という条件は、小金井市市民参加条例第22条の規定に準じて設定したものです。結果に対する尊重義務を課すには、その結果が一定割合以上の多数により支持されたものである必要があると考えております。</p>
—	—	<p>・ウェブサイトのパブコメ募集告知の中で、「市民交流センターの取得に対する課題(※)」について、「※主な課題は、～」と2点挙げてありますが、主でない課題を含めて、課題の範囲を予め正確に明らかにされることが望ましいと思います。また、市長と担当部署の間で、統一した認識が得られておく必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>どこまで解消される見通しが立った後に市議会に上程するのか、きわめて重要な問題です。</p>	<p>貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>

番号	条例項目	意見	検討結果
49	施行規則 第10条 (情報の提供)	<p>第10条等について</p> <p>もともとは、南口再開発に議会からの承認が得られず前稲葉市長が 辞任し、一方的に再開発の是非を問うとして市長選を行いました。</p> <p>突然の辞任で反対派の有力な対立候補が出なかった等、前市長に有利な条件下で再選が果たされたことにより、再開発にGOサインが出たとして強行に進められてきた市民交流センター建設。</p> <p>本来なら、前稲葉市長が再選された直後に市民投票をするべきだったと思います。</p> <p>ですが、直接市民交流センターの是非を市民に問う事はせず、市としての十分な検討もなくURに丸投げした結果、URは登記すらできない、荷物の搬入すらできない、市の財産にするにはふさわしくない建物を建ててしまいました。</p> <p>当然のことながら、こういった瑕疵物件を購入することは市としては絶対にあってはならないことです。</p> <p>これらの欠陥が解消された後の住民投票ということも、条例に盛り込んでください。</p> <p>次に、条例案第10条に広報について書かれていますが、市報とHPだけでなく、もっと若い層にみてもらえるメディア等を具体的に入れて、住民投票の周知に努めてほしいと思います。</p> <p>市民交流センターの購入で一番のリスクと思われる今後何十年にわたる巨額の借金については、日常的に市報を読んだり市のHPをみたりする熟年世代よりも、長期にわたり税金を払い続ける可能性の高い若年層により多く投票してもらう必要を感じます。</p> <p>JCOM等のローカル放送を利用するのも良いと思います。</p> <p>市民交流センター建設の経緯や法律に詳しくない人でも、十分に分かる説明が必要です。</p> <p>さらに、広報内容についても、専門家等による十分なメリット・デメリットの検証が必要と思います。</p> <p>以上の事から、条例に加えてほしい事項です。</p> <p>○第10条に具体的に若年層にもっとみてもらえる広報手段を入れてください。</p>	<p>いただいたご意見も参考に、可能な限りの情報提供の機会を検討したいと考えております。</p>
	第10条 (情報の提供)	<p>○専門家等による、市民交流センター購入のメリット・デメリットの十分な検証を保證する項目を入れてください。</p>	<p>第三者機関による提供情報の検討を行うことについても考えております。貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>
	第2条 (市民投票)	<p>○現在の問題点（登記できない・荷物搬入ができない）の解決の後に住民投票を行うという項目を入れてください。</p>	<p>市民投票の実施は、課題の解消について見通しが立った後であることを前提としておりますので、条文に盛り込むことは考えておりません。</p>

番号	条例項目	意見	検討結果
50	第10条 (情報の提供)	<p>第10条(1)(2)2について</p> <p>市民が利用する公共施設として、老朽化が激しい小金井公会堂（以下公会堂）の代替（後継）施設として市民交流センター（以下交流センター）を建設した事については理解を示します。しかし、稲葉前市政時に、交流センター建設の前にハードとソフトの両面についての市民への十分な説明と合意がなされないまま公会堂よりも規模の小さな施設として建設した結果、既に料金収入等の運営面についての課題も取り上げられています。加えて、既に交流センターでいくつかのイベントが開催されているにも係わらず登記が未完了という大きな課題だけが一人歩きし、市民には購入の是非を判断するための十分な情報が与えられていないのが現状と考えます。</p> <p>このような中、運用面と法的な課題の双方を抱えている交流センターについて市民投票により改めて購入の是非を問うことは、利用者が安心して施設を利用するためには必要なことと考えます。</p> <p>市民投票を行うには、その前提として、以下のことについて分かりやすい形で市民に説明し、検討を行う必要があると考えます。</p> <p>市民への説明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市街地再開発事業の中で市民交流センターが建設された経緯について（なぜ登記の問題や荷捌き駐車場の問題が起こったのか） 2 運営面の見通しについて（他の公共文化施設を参考に自主事業、料金収入等の運営面について） 3 交流センターを購入した場合と購入しなかった場合の法的リスクと金銭的リスクの検討 	<p>提供する情報については、多岐にわたることが想定されることから、個々具体的に列挙することが困難であるため、「賛否を的確に判断するために必要な関連資料」としておりますが、いただいたご意見も踏まえ、賛否の判断に資する情報が十分に提供できるよう、中立性・公平性の保持も含め、出来る限り努めたいと考えております。</p>
	第10条 (情報の提供)	<p>検討委員会の設置</p> <p>上記1～3の点について明らかにするには、関係者との協議もさることながら、弁護士や学識経験者等による中立で専門的な判断が必要と考えます。従って、第10条(1)(2)と2を具体化し、市民に比較考慮する事ができるようにするために早急に公式の専門家による検討委員会を立ち上げることを条項の中に盛り込むことを要望します。</p>	<p>第三者機関による提供情報の検討を行うことについても考えております。貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>

◎ 期日後に届いた意見

番号	条例項目	意見	検討結果
51	第10条 (情報の提供)	<p>完成した小金井市民交流センターに足を運んでみると、気軽に音楽や催し物が楽しめるホールが身近にあることの嬉しさと共に、客席数の中途半端さや、狭苦しさなど、「なぜこの駅前土地に無理に建てる必要があったのだろうか?」「たとえばジャノメ跡地に市役所と併設する形で建設すればもっと使いやすいものになったのに」「登記もできない欠陥物件になってしまったお粗末な事態の真相を知りたい」等、残念さと疑問が改めて湧いてきます。</p> <p>他方では、こうして完成している建物を私たちはどう扱っていけばいいのか、有効活用するすべはないのかとも思いますし、この建物を購入し、あるいはしないことで私たちが負うものは何なのかを具体的に知りたいとも考えます。</p> <p>今回の市民投票は、たとえその結果、どちらかの選択を尊重するとまではいかなかったとしても、上記のような市民ひとりひとりの思いをくみ取り、市の中に合意を形成していくプロセスとして、是非とも有効に作用させていただきたいと願ってやみません。</p> <p>そのためには(情報の提供)「第10条」の扱いが重要なポイントとなりますが、現在のままでは、取得の判断に十分な資料が市民に提供されるのかどうか、正直言ってやや不安が残ります。</p> <p>時間的な制約もあるかもしれませんが、できれば有識者などが公平な立場から事態を明らかにしていく「市民交流センター取得問題検討委員会」を設置する条項を入れていただければと思います。</p>	<p>賛否の判断に資する情報が十分に提供できるよう、中立性・公平性の保持も含め、出来る限り努めたいと考えております。</p> <p>第三者機関による提供情報の検討を行うことについても考えております。貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>
	施行規則 第10条 (情報の提供)	<p>また、印刷物やインターネットでの情報提供だけではわかりにくいので、「説明会」の開催も市内数カ所行うこととし、そのことについての条項も入れていただけるよう希望します。</p> <p>以上、よろしくご検討下さいませ。</p>	<p>ご意見も参考に、可能な限りの情報提供の機会を検討したいと考えております。</p>